
令和7年度 国の施策並びに予算に対する 提案・要望

令和6年11月

長野県



しあわせ信州

日頃、長野県の実財政運営に対し、御配意を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本県におきましては、昨年策定した総合5か年計画「しあわせ信州創造プラン3.0」に基づき、人口減少や急激な物価高騰、気候変動など現下の様々な危機を克服し、確かな暮らしを守り、信州からゆたかな社会を構築していくための取組を推進しています。

特に、喫緊の課題である人口問題については、今年2月に策定した少子化・人口減少対策戦略方針案を基に、若者や子育て世代、移住者、関係団体など様々な方々と意見交換を重ねてまいりました。

12月には県民会議を立ち上げ、人口戦略（仮称）を決定し、オール信州で人口減少社会への対応を進めてまいります。

国政の推進に当たりましては、地方の声を十分に反映させながら、様々な課題に迅速に対応されるよう御期待申し上げますとともに、本県の切実な課題を踏まえ、次のとおり提案・要望いたしますので、令和7年度の国の予算編成に当たり、格段の御理解と御高配を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年（2024年）11月

長野県知事 阿部守一

提案・要望事項 一覧

- 1 **子ども・若者が夢や希望を持てる社会の実現について** …… 1
(内閣府・こども家庭庁・総務省・財務省・厚生労働省)
- 2 **安定的な財政運営に必要な地方財源の確保・充実について** …… 3
(内閣府・総務省・財務省)
- 3 **能登半島地震を踏まえた地震防災対策の充実・強化について** …… 5
(内閣府・総務省・国土交通省)
- 4 **児童養護施設等の機能強化による社会的養育の推進について** …… 7
(こども家庭庁)
- 5 **行政処分等に伴う自立支援給付費等の国庫返還に係る制度の見直しについて** …… 9
(こども家庭庁・厚生労働省)
- 6 **持続可能な地域づくりについて** …… 11
(総務省)
- 7 **未来への投資、社会資本整備予算の確保について** …… 13
(総務省・財務省)
- 8 **個別最適な学びの実現について** …… 15
(総務省・文部科学省)

9 未来を担う若者の高等教育機会の確保について	……	17
(文部科学省)		
10 学校部活動の地域クラブ活動への移行について	……	19
(文部科学省・スポーツ庁・文化庁)		
11 生活困窮者支援の推進について	……	21
(厚生労働省)		
12 医師の確保について	……	23
(厚生労働省)		
13 農業・農村の持続的発展を図るための施策の充実・強化について	……	25
(農林水産省)		
14 松くい虫被害対策の推進と森林資源活用について	……	27
(林野庁・経済産業省)		
15 価格高騰等の長期化に対する総合的な対策の実施について	……	29
(内閣府・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・中小企業庁・国土交通省)		
16 ガソリン価格高騰への対策について	……	31
(消防庁・資源エネルギー庁)		
17 持続可能な社会を支える地域公共交通の再構築について	……	33
(総務省・国土交通省)		

18 本州中央部広域交流圏の形成について	35
(国土交通省)		
19 県民の生命と財産を守る防災・減災対策の推進について	37
(内閣官房・総務省・農林水産省・国土交通省)		
20 未来に続く快適で魅力ある都市公園整備の推進について	39
(財務省・国土交通省)		
21 ハード・ソフト一体的な水災害・土砂災害対策について	41
(国土交通省)		
22 インフラメンテナンス予算の確保について	43
(農林水産省・国土交通省)		
23 水道及び下水道施設の耐震化等の推進について	45
(国土交通省)		
24 アウトドアを核とした世界水準の観光地づくりの推進について	47
(厚生労働省・経済産業省・国土交通省・観光庁・環境省)		
25 ゼロカーボン実現のための地域の取組への支援拡充と新たな仕組みづくりについて ...		49
(総務省・林野庁・経済産業省・資源エネルギー庁・国土交通省・環境省)		

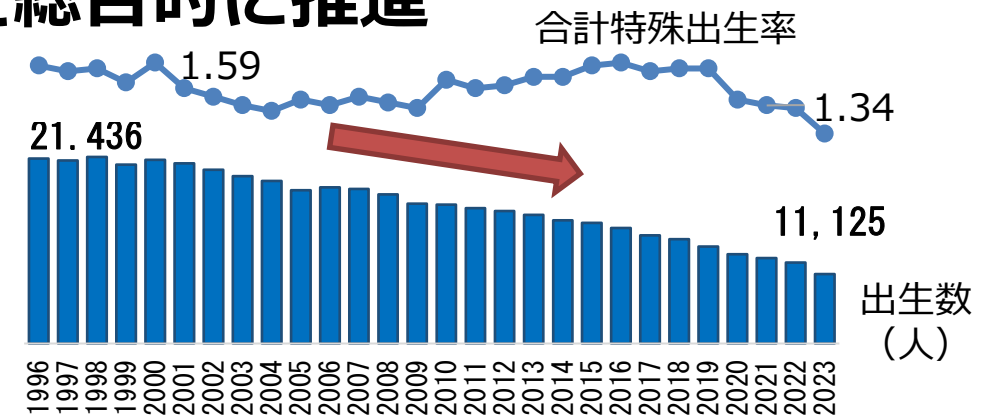
1 子ども・若者が夢や希望を持てる社会の実現について

長野県の状況

【内閣府・こども家庭庁・総務省・財務省・厚生労働省】

●次代を担うこどもを社会全体で支え、応援する取組を総合的に推進

- 長野県の合計特殊出生率は1.34（R5）で、全国平均（1.20）は上回ってはいるものの、出生数は年々減少するなど少子化に歯止めがかかっていない少子化の問題はこれ以上放置できない待ったなしの状況
- 少子化に歯止めをかけるため、若者・子育て世代の経済的基盤の安定や仕事と子育てを両立できる環境を整備することが必要



厚生労働省「人口動態統計」

取組

○県、市町村、産業界が一体となり、若者・子育て世代のライフスタイルの希望を実現

◇ 県及び県下全市町村で「若者・子育て世代応援共同宣言」を実施（R4.3.25）

集中的に取り組む施策の方向性を取りまとめた「長野県若者・子育て世代応援プロジェクト」を改訂（R6.3）
「県民の希望をかなえる少子化対策の推進に関する条例」を制定（R4.3.10施行）

- 仕事と子育てを両立しやすい職場づくりに向けて、「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証制度を推進（認証企業 309社（R6.3））
- 女性の職業生活における活躍を推進するため、県内企業・法人、自治体のリーダーによる「女性から選ばれる長野県を目指すリーダーの会」を発足（R5.9）
- 国が掲げる「こどもまんなか」の趣旨に賛同し、知事が「こどもまんなか応援サポーター」就任を宣言（R5.11）



◇ 安全で質の高い保育を実現するため、0歳と1歳児保育について国の基準以上に保育士を配置する私立保育所等に対して、保育士の加配に係る経費を支援（R5～）

◇ 子育て家庭を応援するため「子育て家庭応援プラン」により経済的負担を軽減するための支援を拡充（R6～）

- 3歳未満児の保育料について、第3子以降を無償化、第2子を半額に、年収約360万円未満相当の世帯の第2子以降を無償化、第1子を半額
- 未就学児を育てている家庭の負担軽減に要する経費を支援するため、「子ども・子育て応援市町村交付金」を創設
- こどもの医療費の助成について、県下全市町村が高校3年生までの医療費助成を実施
県は市町村経費の1/2を助成（通院補助対象を「小学校3年生まで」から「中学校3年生まで」に拡充（R6.4））
- 年収目安590万円から910万円未満の子どもが2人以上いる世帯などに対し、私立高等学校の授業料の1/2程度を支援

◇ 「人口減少の事実の共有と価値観の転換」「個性きわ立つ信州づくりを通じた急激な人口減少の緩和」「人口減少社会に適応した『ゆたかな社会』の実現」を目指し、9月に「人口戦略(仮称)骨子案」をとりまとめた。年内に様々な個人や企業・団体が参加する県民会議を立ち上げ、戦略を決定し、具体的な取組を展開

課題

- 全国一律に基準や制度が定められているため、**地域の実情に応じた保育サービス等の提供を行うことができない**
＜例＞・基準以上に保育士の配置を行った場合に、地方の財政負担が過大に生じている
・保育士の配置基準や保育室の面積基準により柔軟に児童を受け入れることができず、待機児童発生のおそれがある
- 保育士の配置基準は令和6年度から4・5歳児などは改善されたものの、1歳児の改善時期が明確になっていない上、0・2歳児は方向性が示されていない。さらに、「こども誰でも通園制度」が令和8年度から本格実施される予定であり、更に多くの保育士が必要となってくる
- こどもへの医療費助成については、**自治体の財政力の違いによるサービス水準の地域格差が生じていることに加え、自治体間の過度な競争により財政的な負担が拡大。社会保障の一環として国が責任をもって実施することが必要**
- 収入の減少や職場の理解不足を背景に男女の育児休業取得率の差は依然として大きく、また長時間勤務により男性の育児・家事時間が短い傾向にあることから、**性別にかかわらず、仕事と子育ての両立を実現するための更なる環境整備が必要**
- 若い世代が将来の様々なライフイベントに柔軟に対応できるよう、若者のライフデザイン支援の取組を推進するとともに、**若者が主体的に行う活動を促進するための支援が必要**

提案・要望

1 こども政策・少子化対策の本格的な地方分権の推進（内閣府・こども家庭庁・総務省・財務省）

地方の実情に応じたこども政策・少子化対策を実施できるよう、国と地方の役割分担を見直し、保育、社会的養護分野等における義務付け・枠付けの緩和や地方への権限移譲を加速化するとともに、地方自治体の財政力によってこども・子育て支援施策に地域間格差が生じないように、偏在性の少ない地方税体系の構築により、地方税財源全体の充実を図ること

2 こども政策・少子化対策の更なる拡充（内閣府・こども家庭庁・厚生労働省）

子ども・若者が夢や希望を持てる社会の実現に向けて、こども基本法に基づく「こども大綱」及び「こども未来戦略」に掲げた施策を早期に具体化し推進するとともに、地方財源を含めた安定的な財源確保の方策を明らかにすること

幼児教育・保育の質の向上、こどもや子育て家庭に十分に気を配ることができる環境整備が重要であることから、3歳未満児の保育士配置基準を見直すとともに、基準以上に配置した際の財政支援の拡充を行うこと

保育の質を確保しながら保育士の負担を軽減するためには、更なる保育人材の確保が必要となることから、他産業と遜色ない基準までの更なる処遇改善や潜在保育士の再就職支援等を積極的に行うこと

「こども誰でも通園制度」の導入に当たっては、全ての市町村や施設が問題なく実施できるよう、一律の制度とせず、地域の実情に応じて柔軟に対応できる制度設計とするとともに、必要な財政支援を行うこと

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、0歳児から2歳児までの保育料の無償化を早期に実現すること

地方自治体が独自に実施しているこどもへの医療費助成制度について、全国一律の制度を早期に創設すること

性別を問わずテレワーク等の柔軟な働き方を利用しやすい職場環境の整備や長時間労働の是正、企業への支援による、雇用の場における「共働き・共育て」の推進や、固定的性別役割分担意識の解消に向けた更なる社会的気運の醸成を進めること

若者のライフデザイン支援の取組を推進するとともに、地域少子化対策重点推進交付金を拡充し、若者が主体的に行う活動を支援する取組を補助対象に追加すること

2 安定的な財政運営に必要な地方財源の確保・充実について

【内閣府・総務省・財務省】

長野県の状況

● 本県及び県内市町村の財政状況

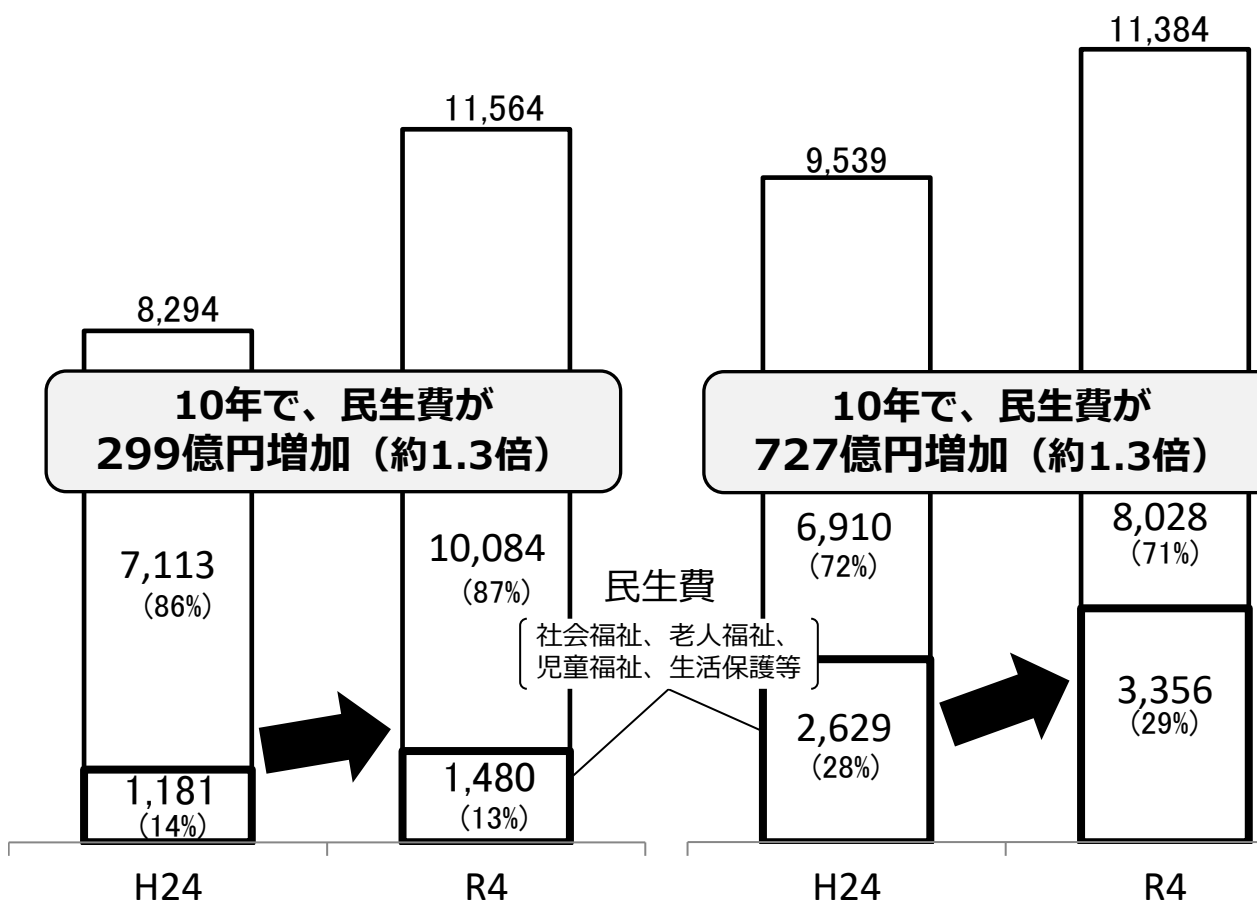
・ 社会保障関係費が累増

10年前と比較し民生費（老人福祉、児童福祉等）は約1.3倍に増加

普通会計における社会保障関係費 (単位：億円)

【 県 】

【 市町村 】



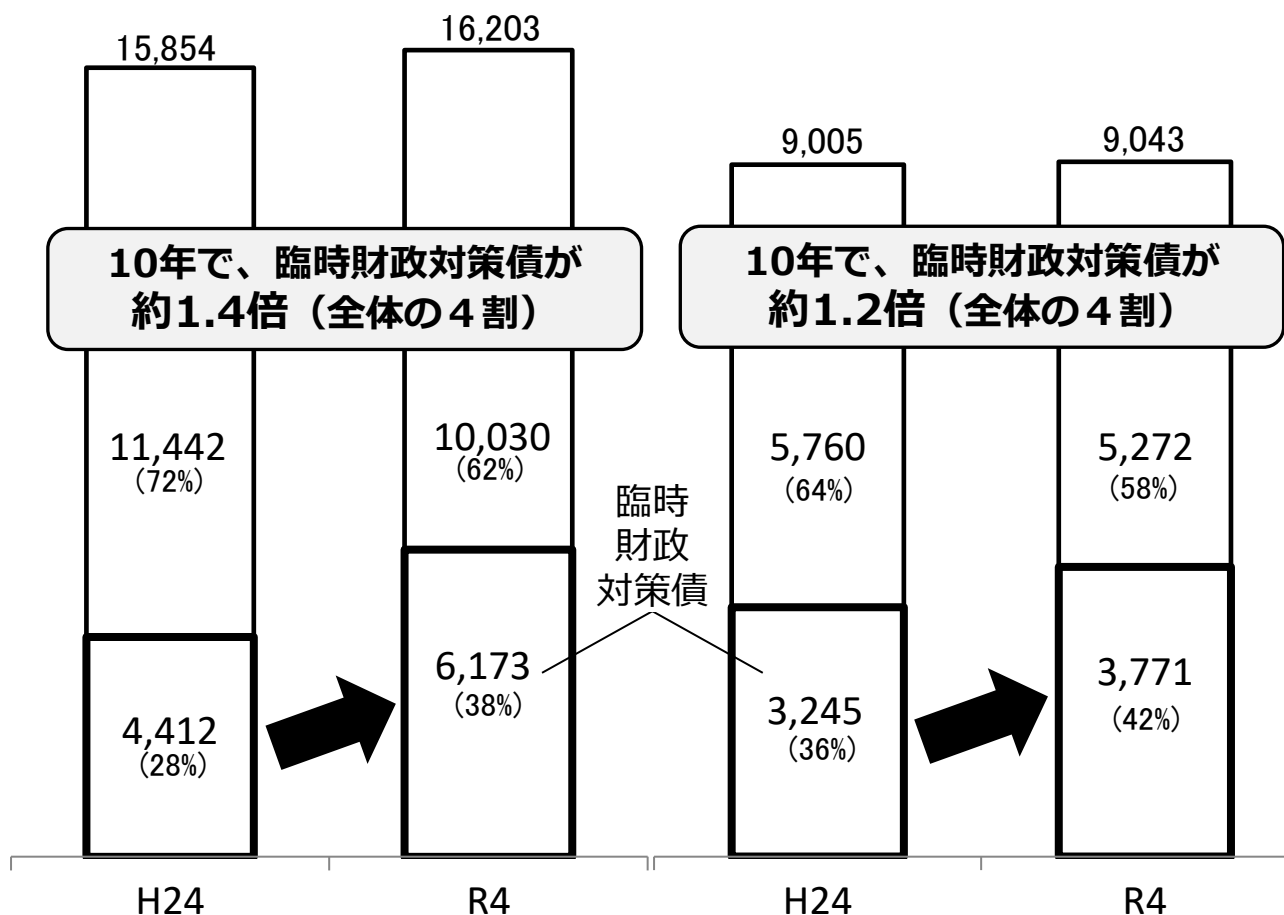
・ 臨時財政対策債が地方債残高の大きな割合を占める

地方交付税の振替えである臨時財政対策債の増発を余儀なくされ、地方債残高に占める臨時財政対策債の割合は10年前の約1.2~1.4倍

地方債残高 (単位：億円)

【 県 】

【 市町村 】



- 地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担っていくためには、基盤となる地方財源の確保・充実が必要
 - ・ 地方が、人口減少・少子化対策の一層の充実強化をはじめ、防災・減災対策や公共施設等の長寿命化対策、脱炭素社会の実現に向けた取組などを継続的に実施するためには、**安定した財源の確保が不可欠**
 - ・ 令和6年度地方財政計画においては、折半対象財源不足額の解消等により臨時財政対策債の発行が大幅に抑制されたものの、過去に発行した臨時財政対策債の元利償還を行うための同債の発行が続いており、**地方債残高の縮減が進まない**

提案・要望

令和7年度予算における地方財源の確保・充実

1 地方一般財源総額の確保・充実（総務省・財務省）

地方が地域や住民が必要とするサービスを十分担えるよう、社会保障関係費の増加や給与改定の実施等に伴う人件費の増加、物価・金利の動向等を地方財政計画に適切に反映し、令和7年度においても一般財源総額を確実に確保すること

2 地方交付税総額の確実な確保（総務省・財務省）

本来の役割である財政調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、地方交付税総額を確保すること

3 臨時財政対策債の廃止と償還財源の確保（総務省・財務省）

財源不足の解消は、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な見直しにより対応し、特例的な措置である臨時財政対策債は廃止するとともに、これまで発行された臨時財政対策債の償還財源を確実に確保すること

4 地方交付税措置のある地方債の期間延長（総務省・財務省）

地方が引き続き防災・減災対策や公共施設の長寿命化・集約化・脱炭素化などに取り組めるよう、令和6年度までとされている「緊急浚渫推進事業債」及び令和7年度までとされている「緊急防災・減災事業債」「緊急自然災害防止対策事業債」「脱炭素化推進事業債」、令和8年度までとされている「公共施設等適正管理推進事業債」について、事業年度を延長し確実な財源措置を図ること

5 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の延長（内閣府・総務省）

地方創生を推進し、企業から地方公共団体への寄附を安定的かつ継続的に確保するため、令和6年度末までとされている税額控除について、特例措置を延長すること

6 デジタル田園都市国家構想と地方創生の推進のための財源の確保（内閣府・総務省・財務省）

デジタル化の推進や地方創生の実現に向け、地方がその実情に応じた取組を継続的かつ主体的に進めていくため、「デジタル田園都市国家構想事業費」(1.3兆円)を確保するとともに、デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）について、地方自治体のニーズに対応できるよう、必要な予算額の拡充を図ること

3 能登半島地震を踏まえた地震防災対策の充実・強化について

【内閣府・総務省・国土交通省】

長野県の状況

●令和6年能登半島地震の被災地支援と地震防災対策の抜本的な見直し

- ・主に石川県に対して、発災当初から人的・物的な支援を速やかに実施
- ・広域的な支援を速やかかつ円滑に実施することの重要性が明らかになったほか、住宅の全壊・半壊等が多数発生、孤立集落の解消や2次避難の実施に日数を要するなど、新たな課題も顕在化
- ・多くの中山間地域を有する本県も、早急に地震防災対策を見直し、大規模地震に備える必要がある

取組

○被災地への広域応援・長野県へ避難された方への支援

- ・石川県の羽咋市・輪島市に対して、長野県合同災害支援チーム（チームながの）により、避難所運営や住家被害認定調査などの被災地支援を、県・市町村が一体となって実施（1/5～5/31）
（中部圏知事会議災害時応援協定、応急対策職員派遣制度（総務省））

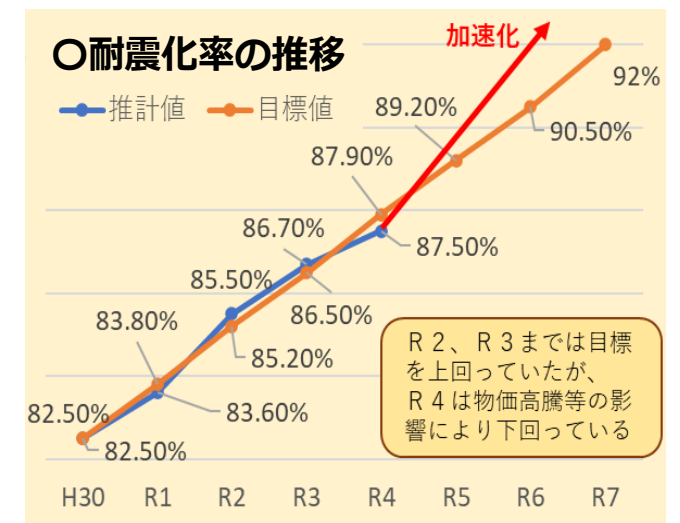


- ・避難者の要望に応え、支援先の避難所で、他避難所に先駆けて段ボールベッドを設置
- ・能登半島地震復興支援県民本部を設置し、キッチンカーによる炊き出し、被災地への軽トラック提供やボランティア派遣など、県を挙げて被災地を支援
- ・県内公営住宅等への避難者に暖房器具、家電製品など生活必需品を県独自に用意し提供

○速やかに対応すべき課題について、令和6年度実施の取組

- ・県独自に住宅耐震化に対する補助制度を拡充し、住宅の耐震化を加速
（補助上限100万円に50万円を上乗せ、補助率を10割にすることで自己負担ゼロに）
- ・緊急輸送道路整備、迂回機能強化や道路法面对策など防災対策関連施策を重点化
- ・発災時の被災者の健康維持と、災害関連死防止を目的に、組立式トイレ130基を緊急導入予定市町村と連携し、広域で対応可能な備蓄体制を整備

○能登半島地震で顕在化した課題を教訓に、本県の地震対策を総点検、充実強化を図るための「長野県地震防災対策強化アクションプラン」を策定（R6.9）



課題

- 発災時、**対口支援先や物資調達などにおいて、国・地方の役割が必ずしも明確ではなかった**。また、地方自治体職員の派遣について、応急対策職員派遣制度によるもののほか、各省庁等からも別ルートで派遣依頼があり、地方自治体は派遣職員の調整に苦慮
- 平成19・29年の道路交通法改正により、**普通自動車免許では車両総重量が大きな車の運転が不可能**になったため（例：29年以降の普通免許では3.5トン未満）、今後、災害時の給水車派遣に支障が生じる恐れ（能登半島地震では3.5トン超多）
- 道路の寸断は、救助・救出・救援や、速やかな支援開始に大きく影響するため、**道路の強靱化は最重要かつ最優先**の課題
- 過疎化や高齢化が顕著な中山間地の住宅は都市部に比べて1.6倍ほど規模が大きく、住宅所有者の負担が大きくなり**耐震化の遅れが顕著**
- **地籍調査の進捗率**が39%と低く、被災後に地籍の確定が速やかにできず、復旧・復興に遅れが生じるおそれ
- 中山間地域では、停電や通信ケーブル切断により通常の**通信網が機能不全になるおそれ**（能登半島地震では約800局が停止）
- 大規模災害時は、県境を越えた避難が必要となるが、**広域での自治体間調整の仕組みはなく、避難者の把握手段も未構築**

提案・要望

- 1 人的支援・物的支援の効果的な仕組みづくり**（内閣府・総務省）
国・地方の役割分担の明確化や、地方自治体職員派遣要請の国窓口の一本化など、予め、万全の仕組みづくりを行うこと
- 2 給水車運転職員の準中型自動車等の免許取得費用に係る補助制度の創設**（国土交通省）
将来にわたり安定的に給水車を派遣できるよう、給水車運転職員の準中型自動車免許等の取得を支援する補助制度を創設すること
- 3 緊急輸送道路の整備やダブルネットワーク強化の推進と財政支援**（国土交通省）
緊急輸送道路整備やダブルネットワーク強化等を推進し、道路法対策等の地方自治体が行う防災対策に必要な予算を確保すること
また、能登半島地震により、緊急輸送道路の高盛土区間において、複数の大規模崩壊が発生したことから、盛土のり面を含む特定土工構造物点検を速やかに実施できるよう必要な予算を確保すること。
- 4 住宅の耐震対策の充実**（国土交通省）
中山間地における規模が大きな住宅の所有者負担を軽減するため、耐震改修補助額の上限を引き上げること
- 5 地籍調査事業の推進**（国土交通省）
災害からの迅速な復旧・復興に重要な役割を果たす地籍調査事業を計画的に進めるため、必要な予算を確保すること
- 6 孤立発生時の通信・情報入手手段の確保**（内閣府・総務省）
衛星ダイレクト通信の早期導入を促進するとともに、導入時には、住民へわかりやすい周知を行うこと
可搬型衛星通信インターネットサービス機器等について、導入時の必要経費への財政支援を行うとともに、自治体が災害用に契約しやすい利用プランの構築を事業者^に要請すること
- 7 広域避難時の自治体間調整と被災者データベースシステムの構築**（内閣府・総務省）
国が中心となって自治体間の調整を行う仕組みを整備するとともに、各地域への避難者を一元的に把握するシステムを構築すること -6-

4 児童養護施設等の機能強化による社会的養育の推進について

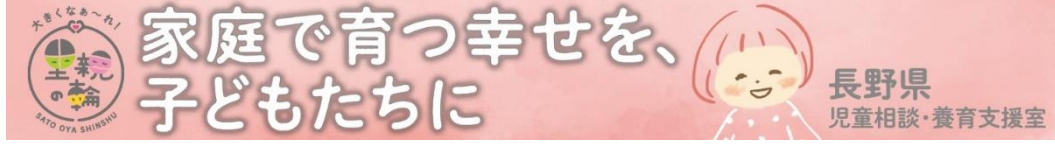
【こども家庭庁】

長野県の状況

● 乳児院・児童養護施設等の専門性を活用した社会的養育の体制づくり

- ・平成28年の児童福祉法改正において、こどもが権利の主体として位置づけられ、「家庭養育優先原則」や「パーマネンシー保障（永続的な養育環境・人とのつながりの保障）」がこども家庭福祉の理念とされた
- ・さらに令和4年の同法改正においては、こうした理念の実現に向けて、市町村のこども家庭センターや家庭支援事業、里親支援センター等、こどもとその養育環境を支える社会的養育の様々な仕組みが法定化された
- ・長野県では、令和2年に策定した県社会的養育推進計画に基づき、特に、乳児院・児童養護施設等の多機能化・機能転換を進めるため、地域の社会的養育の体制づくりに努めてきたが、県域が広く・小規模町村が多い特徴を踏まえ、施設の専門性を活かした支援体制づくりを更に進めていきたい
- ・また、専門性の高い施設職員の確保・育成等により、社会的養護下のこどもへの支援をより一層充実させたい

取組



児童家庭支援センターの箇所数と延べ相談件数

	R1年度	R5年度
箇所数(a)	3所	6所
相談件数(b)	3,603件	9,410件
平均相談件数(b/a)	1,201件	1,569件

○ 児童家庭支援センターによる地域に密着した専門的相談機能の充実

- ・平成26年度以降、児童相談所を補完する専門的相談機関として児童養護施設等への「児童家庭支援センター」設置を推進してきた
- ・相談延べ件数（指導委託を除く）は年々増加しており、地域の専門相談機関として、市町村等の地域の関係機関から頼られる存在となっている

○ 乳児院の包括的里親支援事業等により乳幼児の里親委託を強化

- ・乳幼児の里親委託を推進する観点から、平成30年度から乳児院の包括的里親支援事業を推進し、令和6年度に乳児院2か所へ里親支援センターを設置
- ・施設入所の乳幼児について、本庁で児童相談所のケースワークの状況を四半期ごとに確認するなど、担当職員の意識変革を進め、里親委託の取組を強化
- ・乳児院（1か所）へ委託し、予期せぬ妊娠の相談窓口である“にんしんSOSながの”を平成31年3月に開設。令和6年度から妊産婦等生活援助事業へ移行

年齢区分別の里親等委託率

	R1年度	R5年度
3歳未満	30.0%	38.8%
3歳～就学前	25.0%	38.2%
全体	18.2%	21.5%

課題

- **乳児院・児童養護施設が専門性を活かして多機能化・機能転換等に取り組むための人的・資金的な余裕がない。**
 - ・ 里親委託や施設の小規模化等の推進により、多くの施設において将来的なリスクを避けるため、正規の定員縮小の動きが過度に進行。児童相談所がこどもの一時保護委託先及び措置先の確保に苦慮している状況がある
 - 【児童養護施設 定員】令和元年6月 14施設 541人 → 令和5年6月 14施設 507人（▲34人）
 - ・ 地域支援や里親支援等を積極的に展開してきた乳児院では、入所児童が現在5名前後の状況。来年度以降、乳児院単体では、収支が赤字に陥る見込み
 - 【A乳児院】（正規定員）9名 1,800万円の黒字 → （実績による翌年度の定員）5名 1,600万円の赤字
- **市町村の家庭支援事業等について、事業毎に施設が安定・継続してサービス供給できる制度となっていない。**
 - 【例】ショートステイ事業：常時サービス提供できる補助基準ではなく、措置費定員の枠内で可能なときのみ受入れ
- **こどもや家庭をよりよく支援するにあたり、施設における人材不足等が深刻化**
 - 【児童養護施設 若手職員談】「手取り16万円では、職業として選びたくとも選べない。専門性を磨く余裕もない。」
- **母子生活支援施設の母子一体の支援への期待は高いが、昭和50年代に建築された施設が老朽化し、利用者数が年々減少**
 - 【入所世帯数（定員数）】平成31年4月 28世帯（35世帯） → 令和6年4月 21世帯（27世帯）

提案・要望

1 乳児院・児童養護施設等の多機能化・機能転換等を支援する措置費制度への改善

- ・ 社会的養育の転換期にあたり、乳児院・児童養護施設等の受け入れ体制を十分に確保し、新たな家庭支援事業や入所するこどものケアの更なる質の向上に取り組めるようにするため、施設が維持する必要がある定員に対する充足率の基準（現在9割）を緩和すること
- ・ 小規模な乳児院が機能転換を図る場合でも、乳幼児のケア機能を一定数維持できるよう、職員配置の基準となる最少の定員が現在9人のところ、定員9人未満の小規模な乳児院でも安定して事業運営が継続できるよう、措置費基準の見直し等の財政支援を行うこと

2 家庭支援事業等に係る安定的・継続的な実施体制の確立

- ・ 家庭のニーズに常時応える体制を確立するため、市町村や施設の意見も聴取した上で、事業毎に必要な職員を確保することが可能となるように補助基準（単価等）の拡充を行うこと
- （例）ショートステイ事業に係る補助単価の引上げ・専任職員配置の拡充、子育て世帯訪問支援事業に係る専任職員配置の新設 等

3 乳児院・児童養護施設等の専門人材確保、こどもの希望実現への支援の強化

- ・ 乳児院・児童養護施設等では、家庭養育優先原則・パーマネンシー保障の実現に向けて、これまで以上に質の高い職員の確保・育成や柔軟な職員配置等が必要であり、それが可能となるよう処遇を抜本的に見直し、資格要件や雇用形態を柔軟にすること
- ・ 社会的養育下のこどもの将来の可能性を拓くため、こどもの希望に応じて一般家庭並みに、習い事、学習塾、スポーツクラブ等に通えるよう、措置費（事業費）の更なる充実を図ること

4 施設の支援機能を強化するための施設整備に係る補助の充実

- ・ 母子生活支援施設を含む児童福祉施設の整備について、機能的かつ快適な施設が実現するよう、建築費の実勢を踏まえ、次世代育成支援対策施設整備交付金の交付基準（上限額）を引き上げること

5 行政処分等に伴う自立支援給付費等の国庫返還に係る制度の見直しについて

【こども家庭庁・厚生労働省】

長野県の状況

● 指定障害福祉サービス等事業者による不正事案に対する厳正な対応

- ・ 県は、事業者からの申請に基づき、指定基準を満たす者に対して指定障害福祉サービス等事業者の指定を行い、市町村は、障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス等事業者に対して、自立支援給付費等を支払っている
(財源：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4)
- ・ 県は、不正が疑われる事案を把握した場合には、的確に監査を行い、不正が確認された場合には、県が行政処分や勧告を行い、市町村は、県による行政処分等を受けて、自立支援給付費等に係る返還金の徴収(不正利得の徴収)を行う

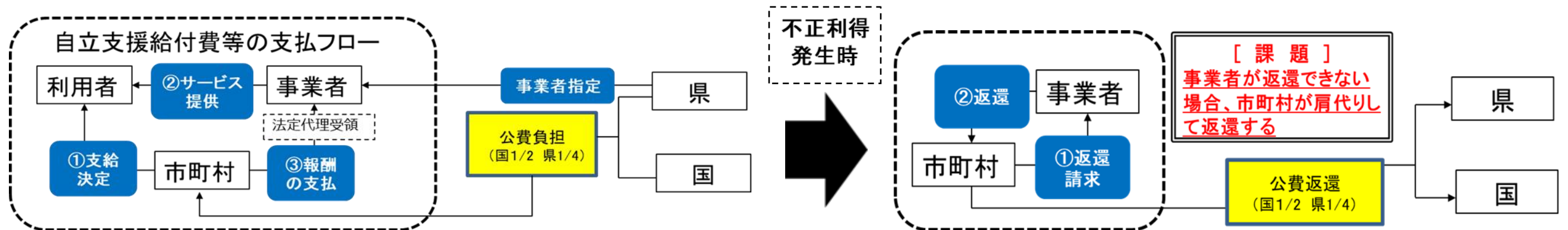
取組

- 不正が確認された場合には厳正な対応を行うことが求められていることに応える形で、令和5年度に、県としては初めて指定障害福祉サービス等事業者に対して行政処分を実施
- その後も、不正が疑われる事案については積極的に監査を行い、所要の対応を行った

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
監査事業所数	0	0	1	0	14
行政処分等件数	0	0	1	0	6

課題

- 自立支援給付費等（国負担 1/2）について、指定障害福祉サービス等事業者による不正利得があった場合、市町村は事業者に返還を求め、その財源を以て国庫負担金を返還するが、**返還金を徴収できなかった場合は、適切な事務執行の責務を果たしている市町村が肩代わりして国庫負担金を返還する酷な制度**となっている



- このため、県としては、不正を行った事業者に対して、**指定取消や指定の効力停止等の厳正な措置を採るにあたり、市町村による国庫負担金の肩代わり返還のおそれを懸念せざるを得ない**

提案・要望

1 行政処分等に伴う自立支援給付費等の国庫返還に係る制度の見直し

県による行政処分等を契機に、市町村が不正を行った指定障害福祉サービス等事業者に対して自立支援給付費等の返還を求めたことにより、国庫負担金を返還する必要が生じた場合において、当該事業者からの返還金の徴収について市町村が十分努力したにもかかわらず事業者の経済状態から客観的に徴収不能である場合などやむを得ない事情があると認める場合には、国庫負担金の返還を免除する仕組みを早急に構築すること

6 持続可能な地域づくりについて

【総務省】

長野県の状況

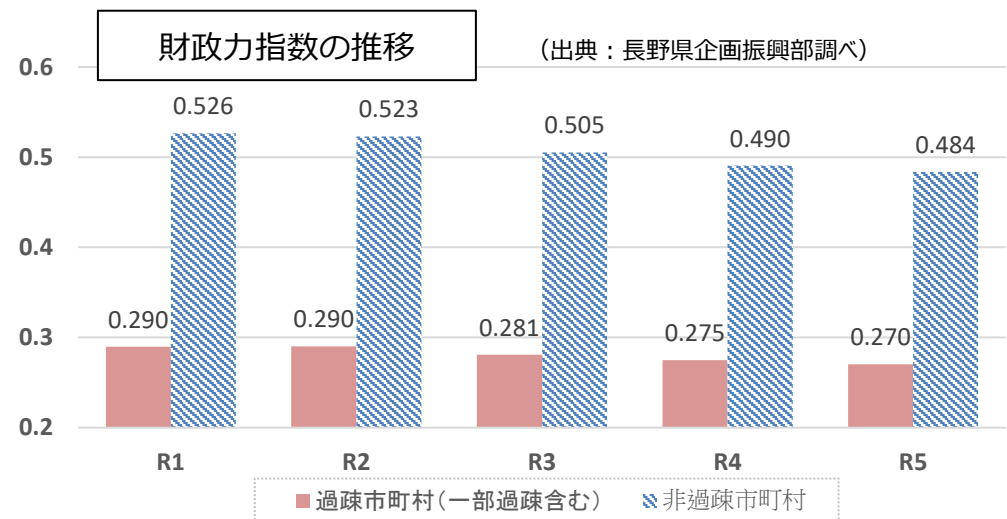
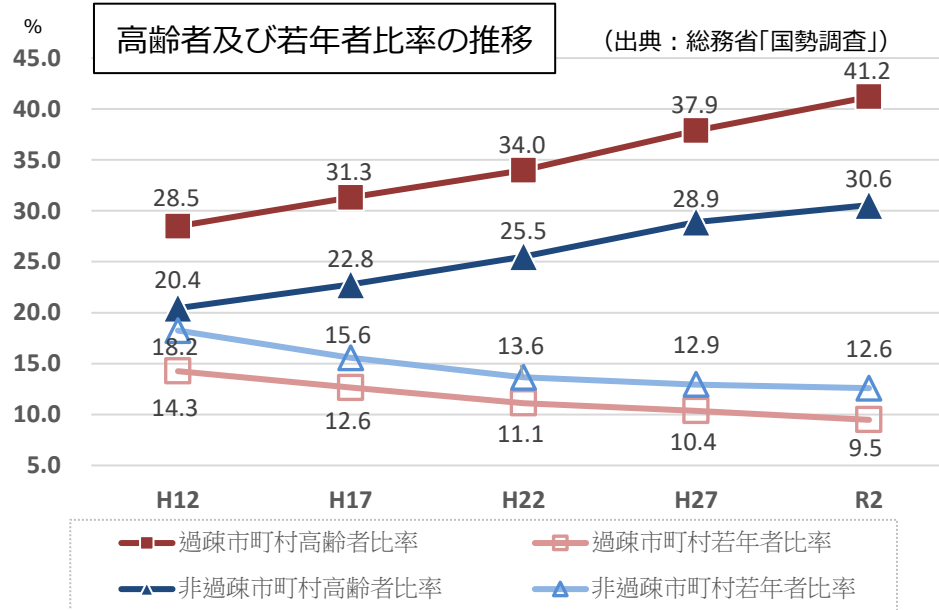
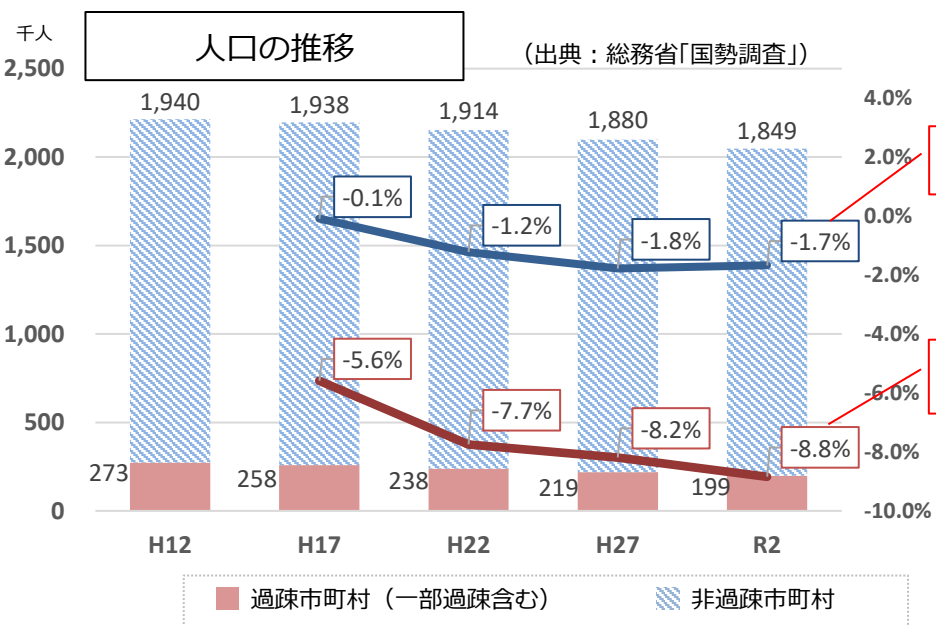
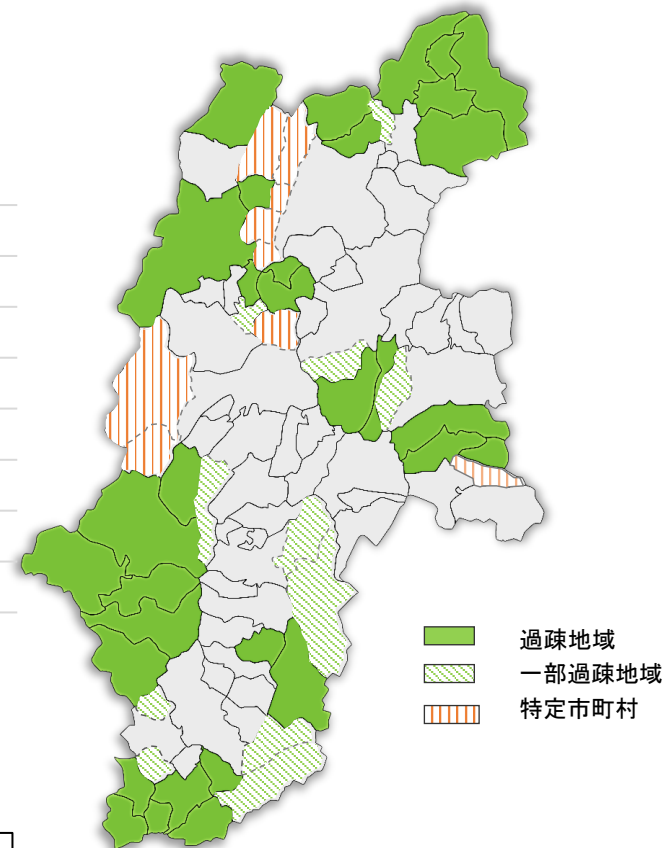
● 「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づき、過疎対策を推進

- ・ 本県は、市町村数（77市町村、全国2位）及び過疎市町村数（40市町村、全国3位）が多い
- ・ 過疎市町村をはじめとする小規模自治体では、人口減少の拡大や少子高齢化が急速に進み、財政力が脆弱であるとともに、地域社会を支える人材が不足

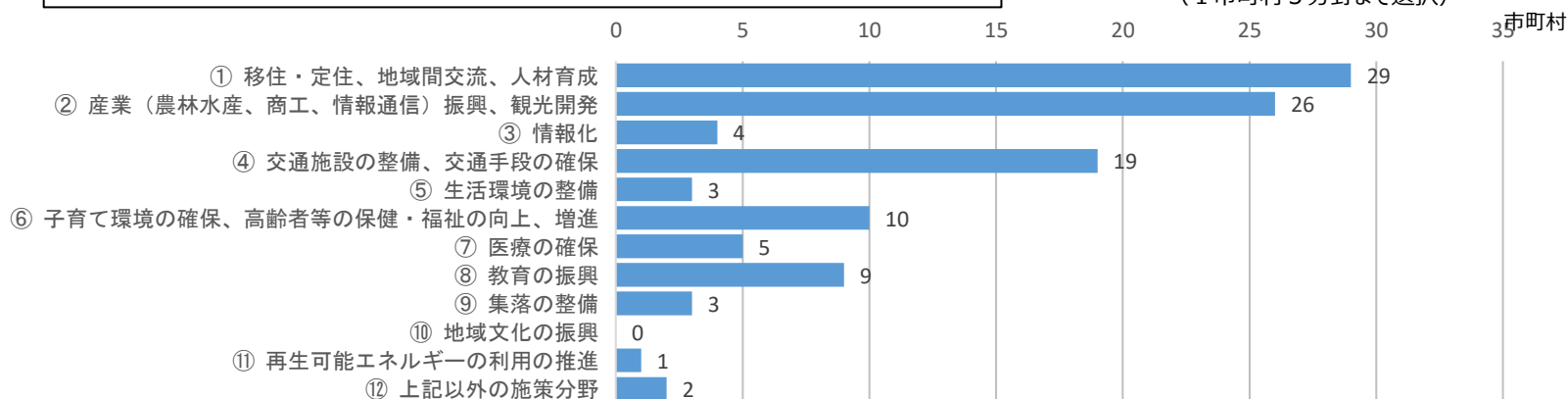
○ 県内過疎市町村の状況

各地域では持続可能な地域づくりに向け、様々な財源や制度を活用した多様な取組を実施

40/77市町村が過疎市町村



県内過疎市町村等が注力している、または課題と感じている施策分野



(出典：長野県市町村過疎地域対策協議会調べ) - 11 -

取組

【「移住・定住」「地域間交流」「教育」分野での取組】

○ 山村留学推進事業 <阿智村>

人口減少、高齢化が進み、特に若年層の減少が顕著
全国から小中学生を受入れた地域交流を実施
《過疎対策事業債（ソフト）の活用》



山村留学の取組の様子

【「地域間交流」「産業振興」「観光開発」分野での取組】

○ 道の駅拡張事業 <飯山市>

関係人口の拡大を図るため農業観光拠点施設
とアクティビティ拠点施設を一体的に整備
《過疎対策事業債（ハード）の活用》



花の駅 千曲川

【「交通手段の確保」「高齢者等の福祉の向上」分野での取組】

○ デマンド交通運行事業 <栄村>

散在する集落間を効率よく移動できる
乗合方式のデマンド交通を委託運行し、
高齢者の移動手段を確保
《過疎対策事業債（ソフト）の活用》



住民を戸口まで送迎するデマンド交通

【「移住・定住」「産業振興」分野での取組】

○ 特定地域づくり事業

- ・ 特定地域づくり事業協同組合制度を活用することにより、地域へ
移住・定住する人材を呼び込むとともに、地域産業の担い手を確保

<生坂村・小谷村>

- ・ コーディネーターを設置し、組合の設立から運営までを支援（R6～）

<長野県>

課題

- 県内過疎市町村等では、各施策分野において、**過疎対策事業債**や過疎地域持続的発展支援交付金等の支援措置を活用しており、**財政状況が脆弱**な過疎市町村等が持続可能な地域づくりを進めるためには、**過疎対策事業債等の財政支援が必要不可欠**
- 資材価格等の高騰による建設事業費等の上昇を踏まえ**地方債（過疎対策）計画額は増加**（R5：5,400億円⇒R6：5,700億円（5.6%増））
したものの、市町村等の過疎計画に基づく施策を着実に実施するためには**過疎対策事業債の必要額の確保が重要**
- 人口急減地域にある農山村では、産業構造に偏りがあり、農閑期に派遣する仕事がないことなどから、年間を通じた雇用の確保が難しく、**特定地域づくり事業協同組合の安定した運営や、新規設立に至らない**

提案・要望

1 過疎対策への財政支援の充実

過疎対策事業債については、過疎市町村等が増加したこと、過疎計画に基づく事業が本格化していることから、過疎対策事業が着実に実施できるよう必要額を確保すること

特に、過疎対策事業債（ソフト分）については、地域の実情に合わせ必要な事業が実施できるよう限度額を引き上げること

2 特定地域づくり事業協同組合に関する制度の拡充

地方分権改革の提案事項である、組合員以外への派遣が可能な利用量割合の拡大や、組合が位置する市町村以外への派遣が可能となるような見直しなど、本制度がさらに活用しやすいものとなるよう検討を進めること

7 未来への投資、社会資本整備予算の確保について

【総務省・財務省】

長野県の状況

●「確かな暮らしを守り、信州からゆたかな社会を創る」の実現に向けた社会資本整備

- ・ 広大な県土を有し急峻な地形や脆弱な地質条件を持つ本県は、**社会資本の整備が未だ十分ではない**
- ・ 令和元年東日本台風災害をはじめ毎年豪雨による甚大な被害が発生しており、**県土の強靱化が必要**である
- ・ **経済財政運営と改革の基本方針2024**では、「激甚化・頻発化する自然災害、インフラ老朽化等の国家の危機から国民の生命・財産・暮らしを守り、国家・社会の重要な機能を維持するため、『国土強靱化基本計画』に基づき、必要・十分な予算を確保」とともに「**5か年加速化対策に基づく取組を着実に推進し、近年の資材価格の高騰の影響等を考慮しながら、災害に屈しない国土づくりを進める**」、また「『国土強靱化実施中期計画』に向けた検討を最大限加速化し、2024年度の早期に策定に取り掛かる」とされている

取組

- **長野県強靱化計画に基づき、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」**を積極的に実施
- インフラの点検結果に基づき、**ライフサイクルコストを低減**するため、**予防保全の観点**で維持管理を実施



千曲川堤防決壊（長野市穂保）
令和元年10月 東日本台風



令和2年7月豪雨では、各地で土砂災害や道路の寸断により集落が孤立するなど、地域住民の生活に影響を及ぼした



令和3年8月の大雨により護岸基礎が崩れ、護岸に沿って並ぶ家屋12棟で倒壊のおそれ

課題

- 令和3年8月の大雨では、**幹線道路が通行止め**になり、地域の孤立が発生し地域住民の生活に影響を及ぼしたことから、**災害時にも機能する道路ネットワークの確保が必要**
- 近年、激甚化する災害を踏まえ、**国土強靱化計画、長野県強靱化計画を着実に実施する必要があるものの、多額の予算が必要となり、県の財政状況が逼迫**
- **急速に老朽化する社会基盤施設を予防保全の考えに基づき適切に維持管理するためには、安定的・継続的な予算の確保が大きな課題**
- **直轄事業の大きな計画変更は、県の財政運営に大きな影響がある**



白馬村黒豆沢 令和5年12月の大雨により土石流が発生
多くの家屋被害が発生した

提案・要望

1 社会資本整備に必要な予算の確保（財務省）

災害に強い県土づくりやコロナ禍からの復興を推進するため、中長期的見通しのもと、安定的・持続的な公共投資計画を策定し、国や地方自治体が行う社会資本整備事業に関する必要な予算総額を、資材価格の高騰や賃金水準の上昇も踏まえて、当初予算で確保すること

2 令和6年能登半島地震も踏まえた防災・減災、国土強靱化の強力かつ計画的な推進（総務省・財務省）

道路ネットワークの機能強化対策やあらゆる関係者が協働して行う流域治水対策、集中的なインフラ老朽化対策等の国土強靱化対策を強力かつ計画的に推進するため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」をはじめ、国土強靱化の計画的な取組に必要な予算・財源については、これまでのペースを緩めることなく、資材価格の高騰や賃金水準の上昇に対応する中でも例年以上の規模で確保すること

また、改正国土強靱化基本法を踏まえ、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策完了後においても切れ目なく、継続的・安定的に地域の国土強靱化の取組を進めるため、国土強靱化実施中期計画を令和6年内に策定し、必要な予算・財源を当初予算において通常予算とは別枠で確保するとともに、起債の充当率や交付税措置率の嵩上げなど地方への財源措置に配慮すること

能登半島地震も踏まえ、緊急輸送道路やダブルネットワークの整備・強化などを推進するとともに、中山間地における規模が大きな住宅の所有者負担を軽減するため、耐震改修補助額の上限を引き上げること

さらに、地方自治体が引き続き防災・減災対策に取り組めるよう令和6年度までとされている「緊急浚渫推進事業債」及び令和7年度までとされている「緊急防災・減災事業債」「緊急自然災害防止対策事業債」について、事業期間を延長し確実な財源措置を図ること

直轄事業について、大きな事業費増加を伴う計画変更が見込まれる場合には、丁寧な説明を行うとともに、直轄事業負担金の支払い期間の柔軟化など、地方自治体の健全な財政運営に配慮すること

3 インフラの長寿命化対策への支援（財務省）

地方自治体が、予防保全の観点からインフラの長寿命化対策を着実に進められるよう、今後も必要な予算を安定的・継続的に確保すること

4 災害復旧事業における支援拡充・資機材の充実による支援強化（財務省）

土石や流木により埋塞した砂防堰堤の機能を早期に復旧させるために、災害復旧事業として緊急的な除石が可能となるよう制度の拡充をすること

また、今後もTEC-FORCE・MAFF-SATの派遣や国による権限代行等を通じて地方自治体の災害復旧を全面的に支援できるよう、国と各地方整備局の人員確保・体制強化を継続的に図ること

国所有の排水ポンプ・資機材の増強を図り、広域的な浸水被害への対応を強化すること

8 個別最適な学びの実現について

【総務省・文部科学省】

長野県の状況

●一人ひとりに合った学びを保障し、探究的な学び、多様性を包み込む学びの推進

- ・児童生徒へのきめ細かな指導のためには、教職員及びそのほかの専門スタッフの確保と柔軟な教職員配置が必要
- ・一人ひとりに合った学びの実現のためには、様々な学び方を実践できる学校施設の整備が必要
- ・本県の不登校児童生徒は増加傾向（小・中学校 H29：2,587人→R4：5,735人）にあり、フリースクール等民間施設を利用する児童生徒も増加（小・中学生 H29：94人→R4：396人）している

取組

○少人数学級の実現と教育活動充実のための教員等配置

- ・国に先駆けて小中学校全学年で30人規模学級（35人以下学級）を実施（R6：小62人、中244人の定数増）
- ・不登校、外国籍、発達障がい等の児童生徒を支援する教員を配置（R6：141人）
- ・小学校における外国語教育の充実のための英語専科教員や、小学校高学年の教科担任制を推進するための専科教員を配置（R6：136人）
- ・教員が本来業務である児童生徒への指導や教材研究等に注力できるよう、プリント印刷や採点補助等の教員の業務をサポートする教員業務支援員を配置（R6：484校）

○長野県スクールデザインプロジェクト

- ・これからの時代にふさわしい学校施設について、専門家による検討結果の報告書を基に、県立学校における学びの質の向上と学び続ける個人と社会を支援するため、一人ひとりの多様な教育的ニーズに応える学びと空間の一体的な改革を推進

○不登校児童生徒等に対する多様な学びの選択肢の提供

- ・ICT等を活用し、授業のオンライン配信やweb教材による学習を行うなど、不登校児童生徒のニーズにあった多様な学習を支援
- ・フリースクール等民間施設が、学びの場として安心して利用され、持続的に運営できることを目指した公的認証制度「信州型フリースクール認証制度」を創設（R6.4）し、30か所を認証（R6.9.24時点）

【成果①】

「授業は自分にあった教え方、教材、学習時間になっていた」と答えた児童生徒（小6、中3）の割合

<R5>

小6:長野県84.8%（全国82.9%）
中3:長野県77.4%（全国74.9%）

【成果②】

12月の時間外勤務時間1人当たり45時間以下の小中学校の割合
（R1：44.8% → R5：84.9%）

【成果③】

自宅でのICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒数
（R元:12人 → R3:167人）

課題

- 個別最適な学びの実現を目指す、「教職員」及び「教員以外の様々な専門スタッフ」が不足
- 多様化・複雑化された教育課題に迅速に対応するためには、地方の裁量で柔軟に教職員を配置することが必要
- 小規模校では定数上教員が十分に配置されず、専科教員が不足するなど地域により教育に差が生じる懸念がある
- 個別最適な学びの実現には、様々な学び方に対応した学習環境の整備が必要だが、小中学校においては国の財政支援に上限額が設定されていること、高等学校においては国の財政支援がなく、県、市町村の財政負担が大きい
- 多様なこどもの教育機会の確保を図るには、いつでも・どこでも・どのような状況にあっても、学びが継続できる義務教育段階における通信制学校の設置が必要だが、現行の学校教育法の規定では、一部の例外を除き通信制学校の設置ができない
- 県内の多くのフリースクールは利用料を無料又は低額に設定しており財政基盤が脆弱であるため、フリースクール等民間施設に関する経済的支援が必要。教育機会確保法制定時の衆参両院の附帯決議（不登校児童生徒がフリースクール等で行う多様な学習活動に対する経済的支援のあり方検討、必要な財政上の措置）に基づく経済的支援の確立に向けた検討が進んでいない

提案・要望

1 教職員配置に係る地方の裁量拡大及び定数改善に向けた取組の加速化（文部科学省）

更なる少人数学級を推進するとともに、細分化されている加配の区分を見直し、地方の裁量により加配教員を柔軟に配置できるようにすること
教員の働き方改革を進めるため、様々な専門スタッフ、特に教員業務支援員を全ての小中義務教育学校・特別支援学校・高等学校に配置できるように財政支援を拡充すること

加配教員の基礎定数化を引き続き進めるとともに、小規模校においても専科教員を配置できるように教職員定数の算定方法を見直すなど定数改善に向けた取組を計画的に行うこと

2 学習環境の改善に係る財政支援の充実（総務省・文部科学省）

学校施設環境改善交付金の大規模改修に係る上限額を引き上げるとともに、「これからの高等学校施設の在り方」の実現を目的とする公立高等学校の学習環境整備や高校再編の取組について、補助制度の創設や地方財政措置を行うこと

3 義務教育段階における通信制学校の設置（文部科学省）

不登校児童生徒、とりわけ自宅や自室から出られないこどもの教育機会の確保を図るためにも、通信制の小学校、中学校及び義務教育学校の設置を認めるとともに、設置・運営にあたり必要な経費を支援すること

4 不登校児童生徒等の多様な学習機会確保のための経済的支援制度の確立（文部科学省）

増加する不登校児童生徒等が学校以外で多様な学習機会を確保できるようにするため、地方の声・実情を十分に踏まえ、教育機会確保法の附帯決議に基づき、フリースクール等民間施設やその利用者に対する経済的支援のあり方を早期に検討すること

9 未来を担う若者の高等教育機会の確保について

【文部科学省】

長野県の状況

● 地方における高等教育機会の確保と修学支援の拡充

- ・ 本県の大学収容力は21.7 % (R5.5現在：全国44位) と低い状況であり、県内で様々な学問分野の専門的な教育を受けられるようにするため、高等教育機会の充実が求められている
- ・ 本県の県外大学進学率は81.2% (R5.5現在：全国5位) と高い状況にあり、進学時の教育費（授業料、入学金等）や生活費（住居費、食費等）の負担が重荷

取組

○ 県内大学の入学定員増を伴う学部・学科等の新設への支援（H28～）

- ・ 入学定員増を伴う学部・学科、大学院の新設（拡充）に係る施設設備整備に対して、県と大学所在市が協調して補助（県の補助率：対象経費の1/4）

（H28以降の補助実績：松本大学教育学部、清泉女学院大学看護学部など6大学）

○ 長野県大学生等奨学金事業による支援（R5.4～）

- ・ 高等教育に要する費用負担を軽減するため、長野県出身の大学等進学者を対象に、給付型奨学金を支給

この他、医学生や看護職員を対象とした修学資金の貸付や、企業からの寄付をもとに児童養護施設退所者を対象とした奨学金を支給

（参考）高等教育の修学支援新制度(国)による授業料・入学金の減免（R2.4～）

- ・ 住民税非課税世帯及びそれに準じる世帯（4人世帯で年収380万円未満）や多子世帯の中間層、理工農系学部の学生を対象に、授業料等の減免と給付型奨学金により、学費と生活費を支援



（長野県立大学の講義風景）

課題

- 国立大学をはじめとする地方の高等教育機関を「知の拠点」として、**教育・研究・地域貢献の機能を充実させるための財政的支援が必要**
- 地方における**高等教育へのアクセス確保の観点から、都市圏に集中している高等教育機関を分散化することが必要**
- 意欲ある学生が**経済的理由により本人が希望する進学を断念することがないよう、県としても奨学金の支給などの支援を行っているところであるが、国の「高等教育の修学支援新制度」の更なる充実が必要**

<国の「高等教育の修学支援新制度」の更なる充実>

・住民税非課税世帯の上限額の拡充

私立大学の場合、授業料実費額（R5平均:約96万円）と減免上限額（約70万円）の差が大きく、学生の実負担額が多い

・中間所得層の支援対象の更なる拡大

支援対象が、令和6年度から中間所得層のうち多子世帯や理学・工学・農学系の学部で学ぶ学生等まで拡大され、さらに、こども未来戦略に令和7年度からすべての多子世帯に拡大することが盛り込まれるなど一定の改善が図られるものの、他の中間所得層についても**経済的負担の軽減が必要**

高等教育の修学支援新制度 授業料等減免の上限額（年額）

（住民税非課税世帯）

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

提案・要望

1 地方における高等教育機関の充実強化

地方における教育機会の確保のため、地方へのキャンパス設置など、地方に居ながらにして高等教育へのアクセスを確保するため、国の主導により高等教育機関の分散化を促進すること

2 高等教育の修学支援新制度の拡充

経済的な理由で希望する進路を断念することのないよう、「高等教育の修学支援新制度」について、住民税非課税世帯の上限額の拡充を図るとともに、支援対象をこどもの数や学部限定することなく、すべての中間所得層まで更なる拡大を図ること

10 学校部活動の地域クラブ活動への移行について

長野県の状況

【文部科学省・スポーツ庁・文化庁】

● 地域の実情に応じて、学校部活動の地域クラブ活動への移行に向けた支援を推進

- ・本県は、市町村数（77市町村、全国2位）及び過疎市町村数（40市町村、全国3位）が多く、学校部活動に代わり、生徒の多様なニーズに応じた活動を保障しつつ持続可能な地域クラブを育成・支援をするにあたり、**運営主体や指導者を確保するため、近隣市町村と連携した取組が欠かせない（本年度実証事業実施29市町村の内18市町村が連携）**
- ・近隣市町村との連携にあたっては、**各市町村にコーディネーターを配置**する他、連携会議の開催や自治体住民の相互理解のための渉外、訪問支援を行う**県総括コーディネーターの配置**が必要
- ・地域クラブが広域となるため、**生徒の移動手段やICTを用いた遠隔指導**の研究が不可欠
- ・全県レベルでの指導者リストを作成し、地域クラブへのマッチング支援が必要
- ・近隣市町村における地域クラブ活動への共通理解が必要

取組

○ 「活動指針」並びに「ガイドライン」の策定

- ・中学生期の部活動や地域クラブ活動の在り方を示した「長野県中学生期のスポーツ・文化芸術活動指針」策定（R6.3）
- ・地域クラブ活動への移行手順や運営面の留意事項等を示した「長野県地域クラブ活動推進ガイドライン」策定（R6.3）

○ 「信州地域クラブ活動指導者リスト（指導者リスト）」の構築

- ・企業や大学とも連携体制を図り、全県レベルでの指導者リストを作成し、地域クラブ活動とのマッチングを支援

○ 「学校部活動の地域クラブ移行リーフレット」の作成・配布

- ・地域クラブ活動への移行の目的や受益者負担の考え方などを周知

○ 県総括コーディネーターによる連携会議の開催や訪問支援

- ・他市町村との連携の渉外、協議会及び運営事務局の設立等の支援

○ 県協議会の継続開催並びに庁内推進プロジェクトチーム（PT）による課題の共有と協議

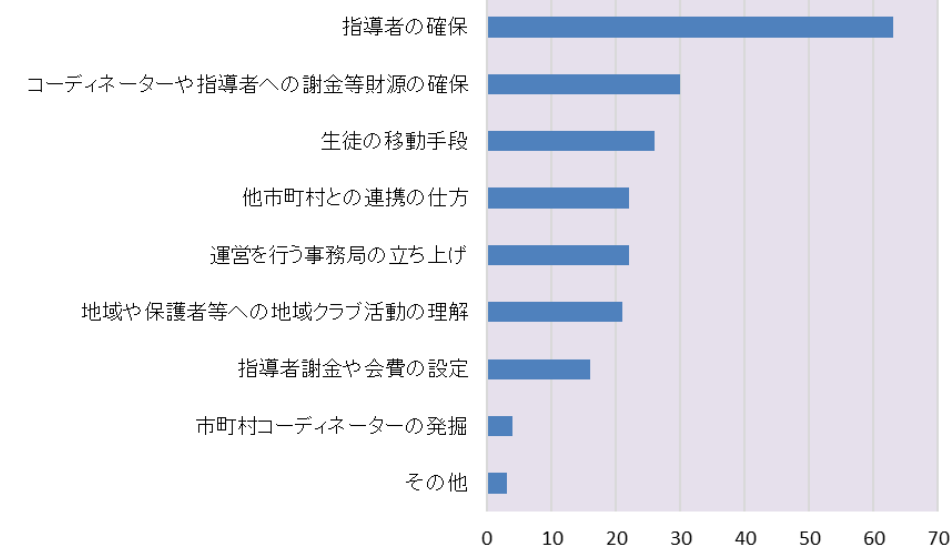
- ・スポーツ・文化芸術活動関係団体、教育関係団体、市町村関係者等で構成する県の協議会（R5.2設置）で、市町村の取組状況や移行に向けた課題を共有し、支援策について協議を継続
- ・運動部活動や文化部活動、生涯学習を所管する課だけでなく、スポーツ振興、文化振興、産業振興、地域振興を担当する部局や課を加えたPTを立ち上げ、関係各課の連携により様々な課題に対して横断的な対応を協議

課題

- 休日の学校部活動の地域クラブ活動への移行を進めているが、**現状では平日における学校部活動や地域クラブ活動のあり方が不明瞭**
- 受益者負担の増大によりスポーツ・文化芸術活動を諦めることがないよう、**会費の負担軽減を望む声**が大きい。また、小規模町村を中心に、「**送迎支援**」「**運営主体不在**」「**指導者不在**」という課題が存在
- 本県は中山間地の小規模町村が多く、近隣市町村と連携して地域クラブ活動への移行を進めるケースが多いため、令和7年度までの改革推進期間中に環境整備を鋭意進め、可能な限り早期の実現を目指しつつ、地域の実情に応じ、**令和8年度末を目途に休日の学校部活動の地域クラブ活動への移行完了を目指すこと**としている。
この取組を進めていくためには、改革推進期間後の**令和8年度以降も国の継続した市町村への支援が必要**
- 学校部活動の地域クラブ活動への移行により、中学校の教職員の働き方改革が図られ、超過勤務の解消や部活動指導に係る支出削減に繋がる一方で、**地域クラブ活動を持続可能にしていくための人材確保や財源の確保が必要**

地域クラブへの移行に向けた主な課題

69市町村が上位3つを選択(R5.11調査)



提案・要望

1 学校部活動の位置づけの明確化

学校部活動のあり方について、基本的な方向性を示した上で平日を含めた地域クラブ活動への移行に向けた明確な方針を早期に示すこと

2 休日の学校部活動を地域クラブ活動に移行するための財政支援

まずは、休日の学校部活動の地域クラブ活動への円滑な移行には、運営団体・実施主体の確保や体制整備、コーディネーターや事務局員の配置、部活指導員の拡充や指導者リストの創設、参加費用の軽減や送迎支援等が必要であることから、地域クラブ活動に移行するための財政支援を行うこと

3 改革推進期間後の財政支援

地域クラブ活動への移行は、地域の実情に応じて環境整備が進められるが、地域によって進捗状況が異なること、また、移行後の活動や大会への参加・運営等を持続可能なものにする必要があることから、改革推進期間後も財政支援を継続すること

継続的に支援を行うため、地域クラブ活動に要する経費負担への補助に係る財源確保にあたっては、今後支出の削減が見込まれる教職員の部活動指導手当相当分の活用も視野に入れて検討すること

11 生活困窮者支援の推進について

【厚生労働省】

長野県の状況

●原油・物価高騰等の影響を受けやすい生活困窮者への支援の実施

- 生活困窮者からの相談は「生活費」についてが約8割を占め、自立に向けての集中的な支援が必要
- 「まいさぽ」への相談は、コロナ禍を過ぎて、生活費に関する相談だけではなく、複合的な課題を抱える相談者の割合が増えており、相談者に寄り添ったきめ細かい支援が必要である。加えて、特例貸付償還に係る借受人に対するフォローアップ支援業務の負担も大きく、相談員の疲弊感が増している
- 生活保護制度においては、自動車の使用は限定されており、本県のような山間地域が多く公共交通機関の利用が著しく困難な地域では、日常生活の移動に制限が生じている

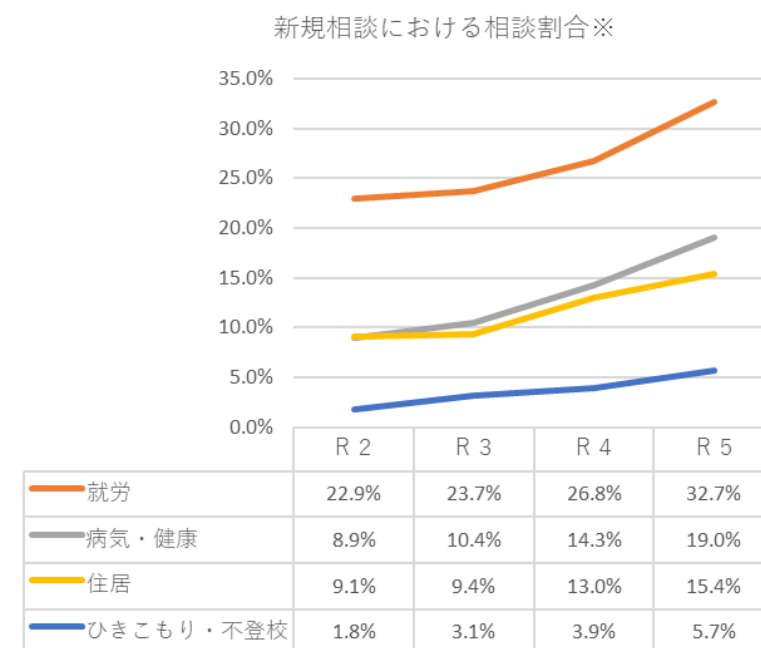
取組

○自立相談支援機関（まいさぽ）による支援

- 県下27か所にワンストップ型の相談支援拠点を設置し、生活に困難を抱えた方に対する相談・就労支援を実施
- 相談に丁寧に対応するため、相談員を増員し支援体制を強化
⇒住居確保給付金等の支援制度につなぐとともに、就職活動に係る経費や特例貸付の償還金に対する補助など、県独自の支援により、早期自立を支援
- 長野県社会福祉協議会内に「長野県フードサポートセンター」を設置し、物価高騰等の影響を受け生活にお困りの方に対し、生鮮食品を含めた多様な食品の安定的な提供を実施

○生活困窮者物価上昇特別対策事業補助金による生活者への支援

- 電力、灯油、食料品等の価格高騰による家計負担を軽減するため、住民税（所得割）非課税世帯等を対象に支援金を支給（1世帯当たり3万円（R4）、2万円（R5））



※生活費及びその他を除く

課題

- 生活困窮者自立支援制度に基づく各事業には、国庫補助額に上限額が設定されており、補助率も低く、地方自治体の負担が大きいため、**相談員の処遇改善や支援の充実が困難**

例・上限額は人口規模により算定。40万人～50万人未満では基準額が50,000千円
(R5.1.1時点 本県町村人口：408,890人)
・子どもの生活・学習支援事業では補助率1/2、就労準備支援事業は2/3、家計改善支援事業2/3 等

- 生活保護基準の改定は5年おきに行われるが、**4年前の全国家計構造調査のデータを基に改定されるため、直近の物価高騰等の状況が反映されない**

・直近の基準改定（R5.10）は、令和元年の全国家計構造調査を基に実施

- 本県のような山間地域が多く、公共交通機関の利用が著しく困難な地域や降雪の多い地域に居住する生活保護受給者については、**生きるための日々の暮らしに自動車が必要**

〔自動車の保有（使用）が認められる例外ケース〕

・障がい者（児）、公共交通機関利用困難地区居住者の通勤、通院、通所、通学用

- また、自動車の保有が認められないことで、**生活保護の申請をためらう要因にもなっている**

提案・要望

1 生活困窮者の自立支援の促進と財源確保

自立相談支援事業に携わる職員の処遇改善や、生活困窮者自立支援制度に基づく各事業の充実を図るため、各事業の国庫補助の上限額を撤廃するとともに、国庫補助率を引き上げること

2 生活保護基準に係る改定方法の見直し

生活保護基準の改定方法について、直近の社会経済情勢の変化などの影響を反映する改定方法とすること

3 生活保護制度における公共交通機関の利用が著しく困難な地域の自動車使用の要件緩和

公共交通機関利用困難地域に居住する生活保護受給者の「健康で文化的な最低限度の生活」を実現するため、通勤、通院等に限らず、買い物や各種サービス機関の利用等の日常生活についても、自動車使用を認めること

12 医師の確保について

【厚生労働省】

長野県の状況

● 住み慣れた地域で安心して暮らすため、地域が求める医師を確保

- ・ 医師の不足、偏在があり、それらの是正が必要
 本県の医師偏在指標…**219.9 (全国36位・医師少数県)**
 「少数区域」の医療圏…**4 医療圏(※)** / 全10医療圏
 ※医療圏(330医療圏中) …上小(280),木曾(263),飯伊(256),上伊那(247)
- ・ 産科医の不足と併せて、女性比率の高まりへの対応が必要
 本県の分娩取扱医師偏在指標…**9.2 (全国36位・相対的医師少数県)**
 「相対的少数区域」の医療圏…**3 医療圏(※)** / 全10医療圏
 ※医療圏(263医療圏中) …上伊那(234),飯伊(222),北信(189)

県内の全診療科女性医師比率：16.3%(H22) → **20.6%** (R4)
 全国の産科・産婦人科女性医師比率：29歳以下では**64.9%** (R4)

医師数は増加しているが、30, 40歳代は増えていない

年齢区分	H18年	H24年(H18年比)	R4年(H24年比)
20歳代	338	359 (+21)	432 (+73)
30, 40歳代	2,051	1,960 (▲91)	1,857 (▲103)
50, 60歳代	1,241	1,687 (+446)	2,097 (+410)
70歳代超	529	502 (▲27)	660 (+158)
合計	4,159	4,508 (+349)	5,046 (+538)

取組

○ 地域医療人材拠点病院支援事業の実施

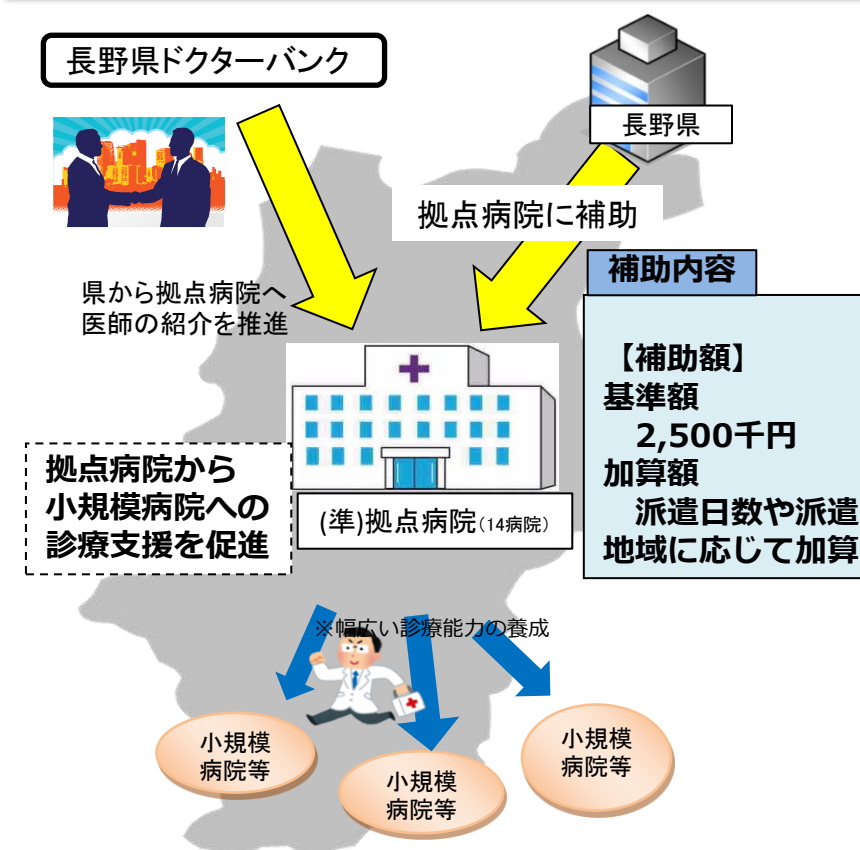
県内11病院を拠点病院(H30~)・3病院を準拠点病院(R2~)に指定し、拠点病院が行う小規模病院・診療所への医師派遣、研修医の確保・養成等に要する経費を補助

⇒ 県内**14の拠点病院(準拠点病院含む)**が、延べ**62ヶ所**の小規模な病院・診療所に**医師派遣**を実施 (R5年度：3,283人日/年)

○ 産科医療等の確保に向けた支援策の実施

- ・ **ドクターバンク事業**による産婦人科医の就業 (R5年度までの累計23人)
- ・ 医師研究資金貸与事業による産科医の確保
- ・ 臨床研修資金等の貸与による、将来、産科を志す研修医の確保
- ・ 産科医に対する分娩手当の支給による処遇の改善
- ・ 産科医の負担軽減及び勤務環境改善のため、院内助産の普及を推進

地域医療人材拠点病院による人材育成・診療支援



- 地方の医師不足の背景には構造的な問題があり、現行制度下において**県単独の取組だけでの医師確保には限界がある**
- 平成20年度以降の医学部定員の臨時増もあり全国の医師数は増加傾向にあるが、**依然、地域間・診療科間の偏在は続いており、その是正が必要**
- 令和6年度から医師の時間外労働上限規制が適用された後も引き続き「医師の働き方改革」を推進する必要があるが、**地域医療への影響が懸念されており、医療提供体制の維持との両立が求められる**
- **臨床研修医及び専攻医の都市部への集中**は、都道府県間の医師偏在を助長することにつながる
- **産科医の不足**により、身近な施設でのお産が困難となりつつある
- **開業医の高齢化**が進み、将来における診療所等の存続が危ぶまれている

・ 県内分娩取扱医療機関は約**38%減少**
 <55施設 (H17) ⇒ 34施設 (R6.9) >
 ・ **飯伊・木曽**の2医療圏での**分娩取扱いは各1医療機関のみ**
 ・ **大北**医療圏においては**分娩取扱医療機関なし**

提案・要望

1 医師偏在対策の着実な実施のための財政支援及び医学部臨時定員枠の継続

医師少数区域等へ実効的な医師配置が行われるよう、国が検討している経済的なインセンティブの創設などの効果的な仕組みを構築するとともに、地域医療介護総合確保基金等による財政支援をより拡充すること
 より精緻な医師需給推計等を行った上で、地域・診療科ごとに真に必要な医師数を算定するとともに、大学が地域と連携して医師を育成・派遣する役割を果たせるよう令和8年度以降も現在の医学部臨時定員枠の措置を継続すること

2 医師の働き方改革の推進と医療提供体制の維持との両立

医師の働き方改革の影響に関する継続的な実態調査、詳細な分析を行い、地域の医療提供体制に影響が生じることのないよう、医師確保・偏在対策に関する各施策の方針に確実に反映させること

3 臨床研修医及び専攻医の都市部への集中防止策の徹底

臨床研修については、国が「広域連携型プログラム」の制度化を検討しているが、より抜本的に地域偏在を解消するために募集定員上限の算出に係る激変緩和措置(直近の採用人数保証)を廃止すること
 専攻医の都市部集中を防止するため、将来の医療需要を踏まえ、必要な医師養成数を定めた上で、シーリングを厳格に実施すること

4 地域における産科医の確保策の実施

都市部への産科医の集中を抑止するため、医学生や研修医に対し産科の専攻を促す仕組みを創設すること
専攻医の採用数にかかるシーリングにおいて産婦人科も対象とすること

5 地域における診療所等の担い手確保策の実施

地域の中核病院による診療支援に対してインセンティブを設けるなど、診療所等の担い手を確保するため実効性のある対策を講じること

13 農業・農村の持続的発展を図るための施策の充実・強化について

【農林水産省】

長野県の状況

●人口減少下における農業の生産性向上と農村地域の維持

- ・果樹などの園芸品目等におけるスマート農業機械の導入が加速するよう、規格の標準化や民間事業者への機械の開発支援の実施
- ・農村地域の維持・発展に向けて、農村型地域運営組織（農村RMO）が自走するための支援の強化と、複数の省庁に分散する生活支援施策を省庁の枠を超えて活用しやすい仕組みの構築

取組

○ 農業の生産性向上

- ・スマート農業技術の指導体制の整備（相談窓口の設置等）や先端機器（7種125台）の無償貸付け、実演会・研修会を開催するなど、理解促進普及拡大に係る取組に加え、スマート農業機械の導入に対する補助を実施（県の補助率：1/2以内、1事業実施主体につき250万円以内）
- ・長野県特有の課題に対応した機器（リモコン式草刈り機〈H27～R2〉、レタス収穫機〈H27～R5〉）を県と民間企業等共同で開発し、製品化を支援



リモコン式草刈り機



レタス収穫機

○ 農村地域の維持

- ・地域内外の多様な人材を呼び込むため、農ある暮らしを推進するとともに、中山間地域の活性化のため、農村型地域運営組織（農村RMO）や特定地域づくり事業協同組合の形成に向けた支援を実施
- ・令和4年度に創設された農村RMO形成推進事業については、長野県内では2村2地域が全国に先駆けて初年度から活用を開始しており、令和6年度は4市村5地域が組織の自走に向けた調査・実証に取り組んでいる

課題

○ 農業の生産性向上

- 本県主力の果樹などの園芸品目については、スマート農業の技術開発が土地利用型作物に比べ遅れていることから、園芸品目における**スマート農業機械の開発と供給を加速**することが必要
- 農業のスマート化を促して広く普及を図るため、**スマート農業機器の低価格化**に向けた取組が必要



自走無人防除機

○ 農村地域の維持

- 中山間地域の集落は人口の減少や高齢化が著しく進行しており、今後も大幅な減少が見込まれ、**農村コミュニティの衰退**が懸念される。**農業生産活動の継続には、早急な対応が必要**
- **農村RMO形成推進事業**は、最長3年間補助金を活用できるが、持続可能な仕組みや体制を確立させて**組織の自走化**まで至るには、**事業の実施期間が不足**
- **農村RMOが実施する買い物支援**など生活支援の取組については、**支援策が複数の省庁に分散しているため、煩雑な手続きが事業の活用における障壁**となっている



農村RMO構成員による話し合い

提案・要望

1 農業の生産性向上に向けたスマート農業の推進

果樹など園芸品目※1を中心に、生産者がスマート農業機械を低価格で導入することができるよう、規格の標準化※2を行うとともに、民間事業者への機械の開発支援を積極的に行うこと

※1（開発例）果実や野菜の自動収穫機、無人防除機 等

※2 作業アタッチメントを交換しても他品目の作業を支障なく実施できること

2 農村地域の維持・発展に向けた取組の推進

農村RMO形成推進事業については、組織の自走に向けた実証活動が十分行えるよう、補助対象の期間を現行の最長3年から5年まで延長すること。また、生活支援の取組として移動販売車の導入や交流拠点施設の整備等を実施する際、本事業の計画により他省庁の関連事業の申請手続きを簡略化するなど、省庁の枠を超えて支援策を活用しやすい仕組みを構築すること

14 松くい虫被害対策の推進と森林資源活用について

【林野庁・経済産業省】

長野県の状況

●被害の状況と対策

- ・令和5年度の被害量は55,280m³で対前年度102%。被害量が最大となった平成25年度以降減少傾向であったが令和4年度から微増に転じていることから、対策の強化が必要
- ・令和5年度の県内の被害発生市町村数は、48市町村（前年度より2町村増加）
- ・守るべき松林（高度公益機能森林と地区保全森林）やその周辺松林を明確にし、被害のレベルに応じた効果的・効率的な対策を推進

取組

○被害レベルマップの作成・活用

- ・令和3年度に、衛生画像等を活用し、500m四方の被害状況を4区分した被害レベルマップを県が作成
- ・市町村に配布し被害状況の把握、地域説明会などに活用し、効果的・効率的な防除を推進

○薬剤散布や伐倒駆除等による防除対策

- ・伐倒駆除、衛生伐により被害木の駆除を推進

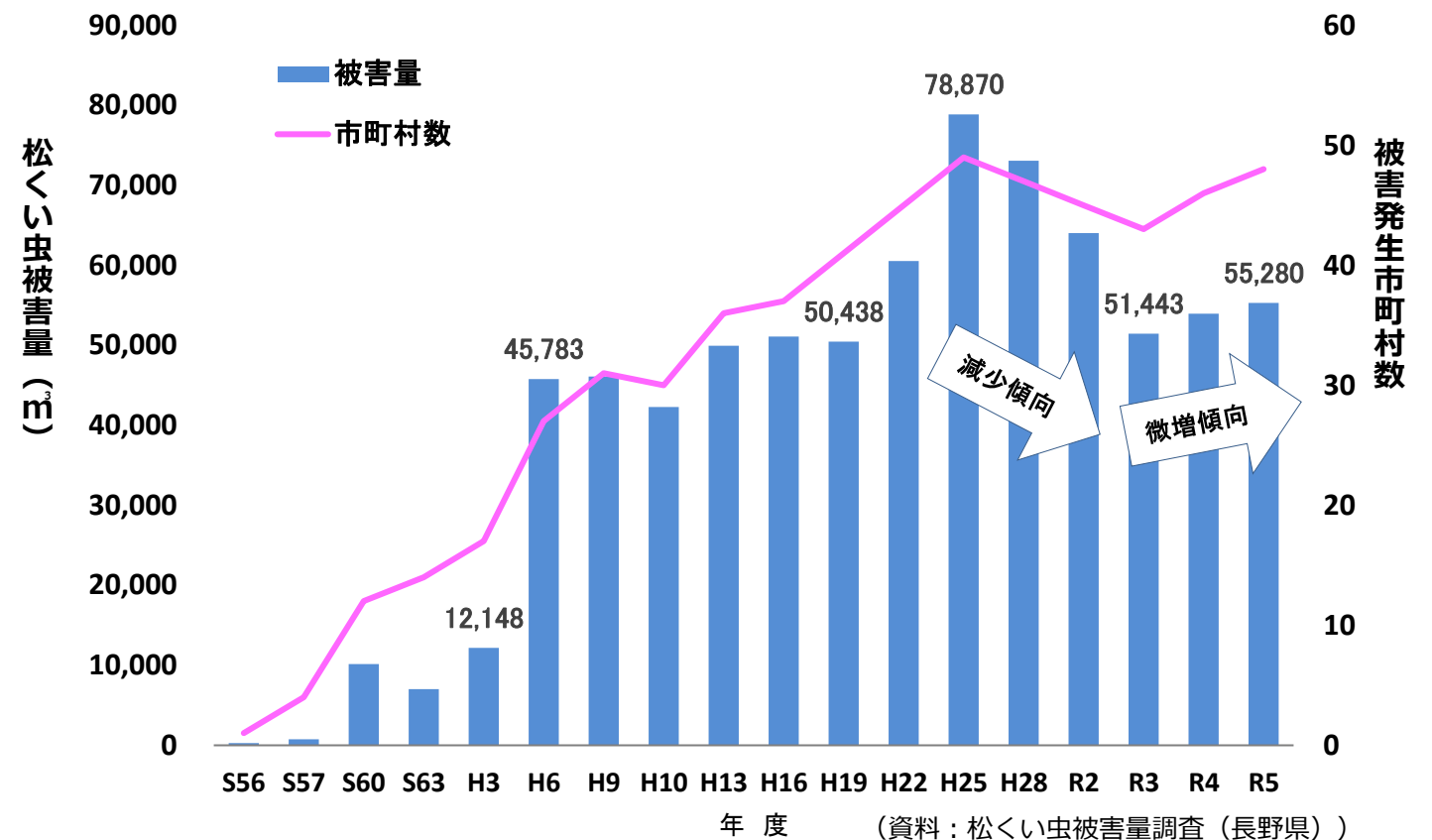
○未被害市町村での被害拡大防止

- ・市町村の監視や被害初期段階での対応に支援

○枯損木の利活用

- ・被害後の枯損木の搬出・活用に支援

【松くい虫の被害量と被害発生市町村数の推移】



温暖化等の影響により、高標高地域（800m～900m以上）を主として被害拡大のリスクが高くなっている

課題

- **松くい虫被害の拡大防止のための地方財政負担が増加**
 - ・松くい虫の被害対策は、森林病虫害等防除法に基づき実施しているが、被害市町村の財政負担が増加し、広域的な対応が困難
 - ・被害拡大を未然に防ぐための樹種転換事業等の国予算が不足し、確実な予防対策等の実施が困難
- **気候変動（温暖化）の影響による、高標高地での被害リスクの増**
 - ・今まで被害が少なかった800m～900m以上の標高の地域においても松くい虫による被害リスクが増加
- **松くい虫被害材及び被害リスクが高いアカマツ林の森林資源の有効活用が図れていない**
 - ・被害森林の更新伐や樹種転換等で発生する森林資源について、発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドラインに基づく区分では、被害森林での森林経営計画の策定が困難※であることから、一般木質バイオマスとなり、需要の高い木質バイオマス発電施設での受入が進まないことから、緊急かつ経済的な対策に支障

※森林経営計画が策定が困難な理由

- ・松くい虫の被害を受けており、所有者による森林経営が困難
- ・経営計画の策定に時間を要し、緊急的な対策が困難

提案・要望

1 松くい虫被害対策予算の確保と地方財政負担の軽減（林野庁）

森林病虫害等防除法等に基づく、松くい虫被害拡大防止対策の地方負担分については、現在一部が対象となっている特別交付税の対象を全額にするなど軽減を図ること

森林病虫害等防除法等に基づく、松くい虫被害拡大防止対策に必要な予算を十分に確保すること
〈森林病虫害等防除事業、森林環境保全整備事業（保全松林緊急保護整備）〉

2 気候変動（温暖化）の影響に伴う被害の拡大予想や効果的な防除策等の研究等の推進（林野庁）

温暖化等による、松くい虫被害の拡大防止のため、被害予想や効果的な防除対策の研究を進め、地域への技術指導、情報提供等を行うこと

3 発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドラインに森林病虫害被害森林区分の追加 (林野庁・経済産業省)

間伐等由来の木質バイオマスの区分に森林病虫害等防除法等に基づき処理した木質バイオマスを追加すること

15 価格高騰等の長期化に対する総合的な対策の実施について

長野県の状況

【内閣府・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・中小企業庁・国土交通省】

● 価格高騰等への対応、活力ある社会の実現のため、4つの柱で対策を実行

- ・ 価格高騰等により多大な影響を受けている県民及び事業者を支援するため、令和4年度から「長野県総合経済対策」及び「物価高克服・経済構造転換のための総合対策」に基づいて、累次にわたり各種取組を実施
- ・ 価格高騰等の長期化に対応するとともに、県内経済を活性化し、人口減少下でも活力ある社会を実現するため、令和5年11月に『「ゆたかな社会」の実現を加速するための長野県総合経済対策』をとりまとめ、4つの柱のもと、国の予算等を活用しながら必要な施策を実行
- ・ 依然として先行きが不透明な価格高騰等に対し、総合的かつ迅速な取組が必要

取組 「ゆたかな社会」の実現を加速するための長野県総合経済対策

I 物価高から県民・事業者を守る

物価高騰の影響を受けている県民の生活を守るとともに、事業活動に支障を来している企業等の安定的な事業継続を図るための支援を実施

II 強靱で健全な経済構造への転換支援

円安やエネルギー価格高騰を背景として輸出・インバウンドの強化、脱炭素社会の構築の加速化、地域内経済循環の確立に取り組むほか、適正な価格転嫁や産業の生産性向上を促進するなど、物価高騰下においても継続的な賃上げを実現できる経済構造への転換を実施

III 人口減少を乗り越え、活力ある社会を実現

物流2024年問題をはじめとする人手不足に対応するとともに、子どもが健やかに成長できる社会を目指して、子ども・子育て支援、教育環境整備に取り組む

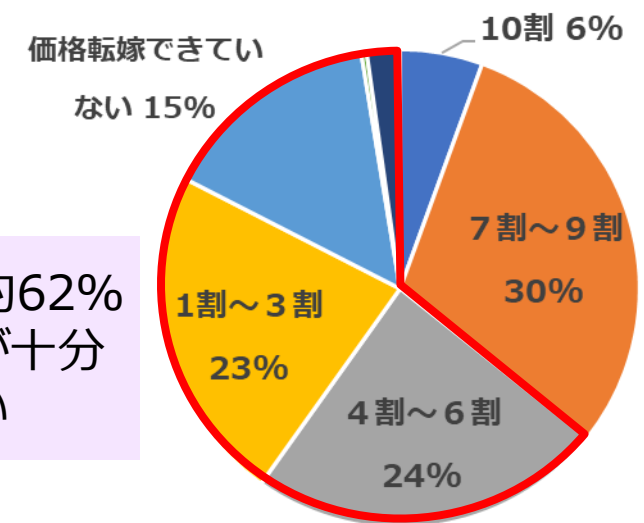
IV 県民生活の安全・安心の確保

防災・減災、県土強靱化や、快適な道路環境の整備など、県民生活の安全・安心の確保に取り組む

課題

- **価格高騰等の長期化により、実質賃金の低下や価格転嫁が進まず家計や企業収益の圧迫が生じており、資金繰りが悪化している中小企業も少なくないことから、今後も強力な支援策が必要**
- **令和6年4月からトラックドライバーに適用された時間外労働の上限規制により、輸送力が不足し、県内の経済活動が弱まる恐れ**
- **資材価格高騰により、価格の上昇分を請負額に反映できる**建設工事請負契約書第26条**のスライド条項における1～1.5%の**受注者負担割合**が受注者の適正な利益を圧迫**

長野県内企業の価格転嫁の状況
(コスト上昇分のうち何割程度を価格転嫁できたか)



県内企業の約62%は価格転嫁が十分にできていない

長野県景気動向調査付帯調査（令和6年1月分）より作成

提案・要望

1 円滑な価格転嫁や賃上げに対する支援（内閣府・中小企業庁）

円滑な価格転嫁に向けた環境整備や、物価上昇に見合った賃上げのための支援を継続して行うこと

2 中小企業の下支えと新たな挑戦を行うために必要な取組の支援（中小企業庁）

価格高騰等に苦しむ中小企業者等の経営改善・事業再生支援策を継続するとともに、中小企業の事業転換、生産性向上などを後押しする支援策を継続して行うこと

また、「中小企業省力化投資補助事業」について、カタログ充実及び申請要件緩和等により利用しやすい制度とすること

さらに、国の事業を活用した自治体事業の円滑な実施のため、後継事業の実施等においては十分な時間的余裕をもって情報提供すること

3 物流2024年問題の影響を受ける事業者への支援（厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省）

「我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議」で決定した「2030年度に向けた政府の中長期計画」に基づく各種施策を着実に実行すること
また、運転者の拘束時間削減に向けて高速道路の積極的な利用及び費用負担を荷主事業者に呼びかけるとともに、高速道路料金の負担軽減について検討すること

さらに、今後自動車運送事業の担い手の確保が一層困難になることから、多様な人材が働きやすい環境整備など担い手確保への支援を充実させるとともに、燃料価格高騰により厳しい経営環境にある事業者を支援するための対策を講じること

4 標準請負契約約款（スライド条項）の受注者負担割合の見直し検討（国土交通省）

建設業者の適正な利益が得られるよう、実態調査に基づく受注者負担割合の見直しについて検討すること

16 ガソリン価格高騰への対策について

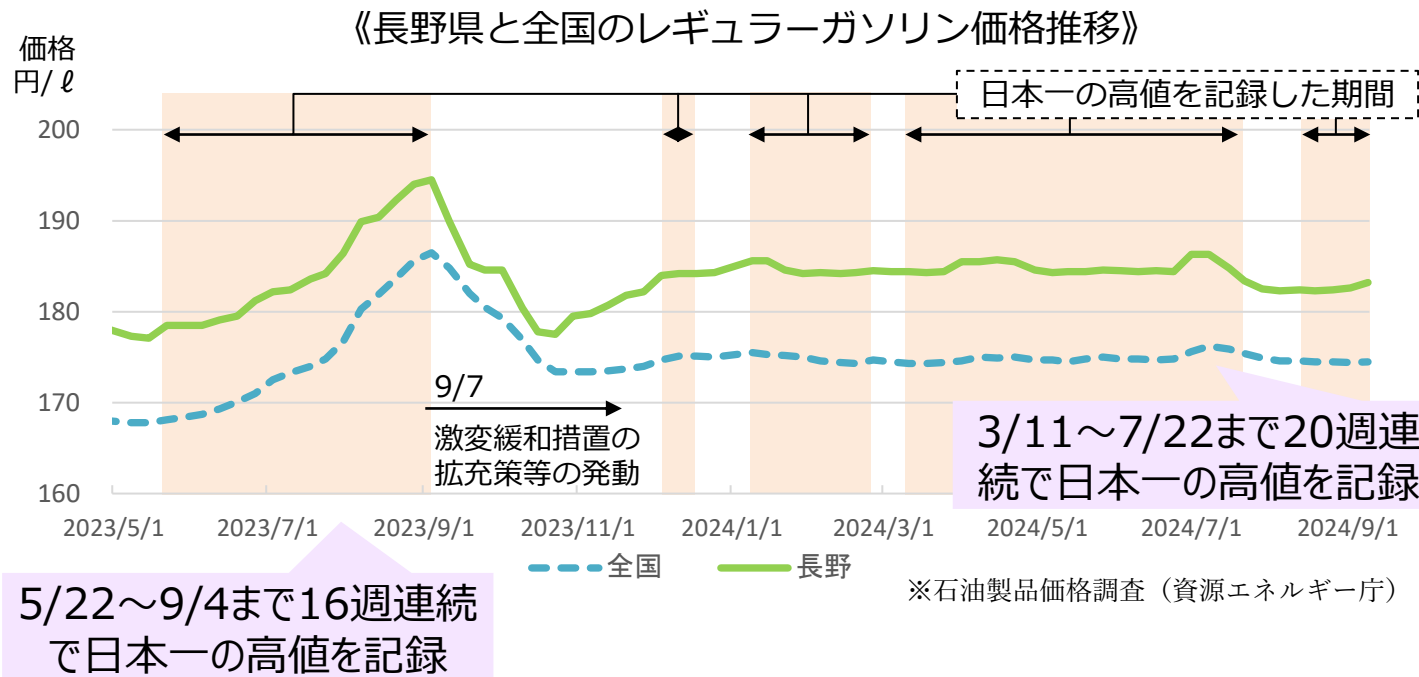
【消防庁・資源エネルギー庁】

長野県の状況

●全国の中でもガソリン価格が高く、SS（サービスステーション）過疎が深刻

① 長野県のガソリン価格の現状

日本一の高値を断続的に記録している



《長野県のガソリン価格が高いと考えられる要因》

- 販売量が少ないSSやSS過疎地が多いこと、中山間地域が多く灯油配達のコストが大きいことなど様々な要因によって**経営コストが高く、販売価格を高くせざるを得ない。**
- また、製油所から遠いため、**輸送コストがかかる。**

② 長野県のSSの現状

- SSは全国的に減少傾向にあるが、長野県は全国を上回る減少率となっている
- SS過疎地（SSが3か所以下の市町村）の割合は45.5%となっている（全国第2位）

《SS数の推移》

年		H24	R5	対 H24 比
SS 数	長野県	1,033	755	△26.9%
	全国	36,349	27,414	△24.6%

※都道府県別SS数の推移（資源エネルギー庁）

《SS過疎地（SSが3か所以下の市町村）の状況》

順位	都道府県	市町村数 (A)	SS 過疎市町村数 (B) ※	SS 過疎市町村の割合 (B/A)
1	奈良県	39	20	51.3%
2	長野県	77	35	45.5%
3	沖縄県	41	18	43.9%
-	全国	1,718	358	20.8%

※資源エネルギー庁調べ (R5.3.31現在)

SS過疎市町村の割合は長野県が全国第2位

取組

○SS過疎地対策の実施（R5.10.6～）

- ・ 持続可能な運営体制の検討を進めるため「SS過疎地対策の手引き」を作成
- ・ 検討の主体となる市町村の検討を支援するため「市町村サポートチーム」を設置

○給油所経営合理化支援事業の創設（R5.11 補正予算）

- ・ セミナーの開催と経営を圧迫する灯油配達効率化に資するスマートセンサー整備の助成により、厳しい経営環境に置かれたSS事業者の経営合理化をサポート

○官公需適格組合との契約（R6年度～）

- ・ 公用車燃料の契約を長野県石油協同組合と締結することで、中小事業者の受注機会を確保

課題

- 都市部と比べ販売量が少ない地域もあるなど、**経営を維持するために販売価格を高くせざるを得ず**、また、製油所から遠いため、**輸送コストがかかることから、卸価格の地域間格差が生じており、これらの是正が必要**
- SS過疎市町村が多いことや販売量が少ない小規模事業者が多いなど、**経営が厳しいSSが多いことから、SSの経営の合理化が必要**

提案・要望

1 ガソリン価格高騰に対する激変緩和措置の充実（資源エネルギー庁）

ガソリン価格高騰に対する激変緩和措置については、価格の動向等を踏まえ、延長や必要な見直しを行うなど適切に対応すること

2 ガソリン価格の地域間格差の是正（資源エネルギー庁）

ガソリン価格が高い地域の状態を把握し、地域間で大きな格差が生じないように支援策を検討すること
また、脱炭素の観点で有用な鉄道輸送のコスト低減についても検討すること

3 SSの経営合理化の促進（消防庁・資源エネルギー庁）

SSの経営合理化を進めるため、以下の事項に取り組むこと

- ・ タブレット型給油許可システムや灯油タンク等スマートセンサー整備等の支援を継続し、新たにSSの「共同化」「多機能化」に特化した支援を講ずることで、事業再構築・経営力強化事業の維持・拡充を図ること
- ・ AIの活用による完全セルフSSの社会実装の早期実現など、新たな事業モデル構築を加速し、導入に対する支援を実施すること
- ・ 防火塀やタンクの技術基準の見直しなど規制緩和による維持管理コストの縮減について研究を進めること
- ・ 特に、存続が危ぶまれる過疎地域のSSに対しては、事業再構築・経営力強化事業の補助率の嵩上げなど、支援を拡充すること
また、人家が密集していない過疎地域の実情などを踏まえ、防火塀の技術基準の見直しを行うことなども検討すること

《SS 1 所当たりのガソリン販売量（R4実績）》

順位	都道府県	販売量(キロリットル)/SS
1	東京都	4670.2
2	大阪府	2648.5
3	神奈川県	2638.9
4	埼玉県	2345.7
～		
-	全国	1623.5
～		
30	長野県	1166.5

※都道府県別SS数の推移（資源エネルギー庁）及び都道府県別販売実績（石油連盟）を基に作成

17 持続可能な社会を支える地域公共交通の再構築について

【総務省・国土交通省】

長野県の状況

● 持続可能な社会を支える地域公共交通の再構築が急務

- ・ 少子化・人口減少の急速な進行などにより利用者・収入の激減に加え、燃料価格の高騰等により事業者の経営は悪化
- ・ 事業者の経営努力や国等の支援制度を活用しても、担い手不足の深刻化等による路線の減便・廃止が相次ぎ、事業継続は予断を許さない状況
- ・ 持続可能な地域公共交通の実現に向け、これまで以上に「行政の積極的な関与」が必要

取組

○ 地域公共交通の維持・確保

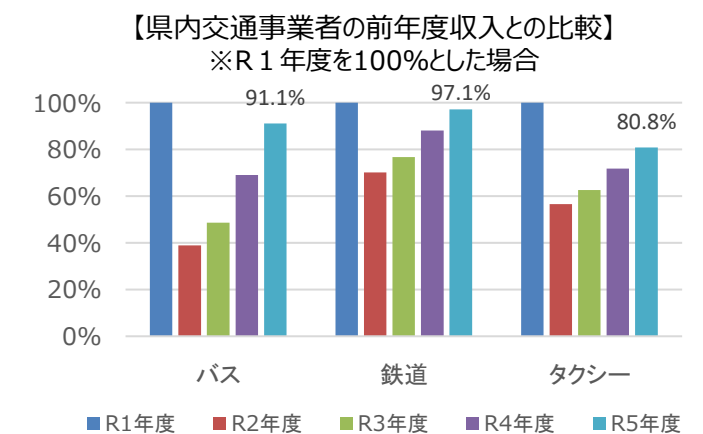
- ・ 極めて厳しい経営環境にある事業者に対し、国の交付金を活用してこれまで様々な支援を実施（車両維持に要する支援、燃料価格高騰への支援等）

○ 公共交通の維持に県が積極的に関与

- ・ 令和5年4月から県の組織体制を強化するため、交通政策局を設置し、交通政策を総合的・一体的に推進
- ・ 長野県公共交通活性化協議会で、長野県全域を計画区域とした長野県地域公共交通計画を策定（R6.6）
「通院」「通学」「観光」を保障すべき移動に位置づけ、ダイヤ・便数等のサービスの品質を示し、10広域圏ごとに実現に向けた実効性ある取組を推進
- ・ 県民や観光客の移動の利便性向上を図るため、公共交通機関のキャッシュレス決済導入支援や公共交通情報のオープンデータ化を実施
- ・ 県独自で「交通空白」の調査を行うとともに、新たに自家用有償旅客運送を実施するNPO法人等への補助制度を創設

○ 並行在来線「しなの鉄道」の維持・確保

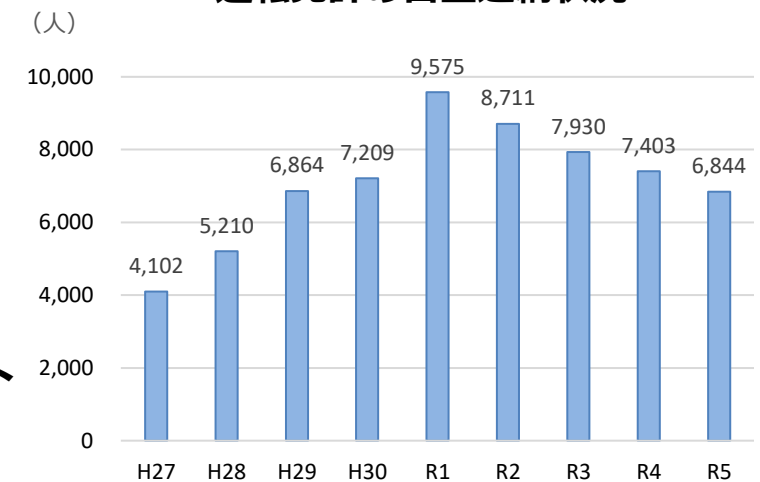
- ・ 令和5年6月に生じた脱線事故を踏まえ、地域における生活の足として重要な役割を担う並行在来線を維持し、その安全輸送を確保するため、事業者が行うレールやマクラギ等の設備整備や修繕等に対する支援を強化
- ・ 令和7年3月JR東日本が長野－篠ノ井間に「Suica」システムを導入することにより、JR線に乗り入れを行っている並行在来線「しなの鉄道」も必然的に同システムの導入が必要となることから、その導入経費を支援する方向で調整



課題

- 公共交通は、長期的な利用者の減少や燃料価格高騰に加え、運転手不足が深刻化し、**安定的なサービスの提供に課題**
- 中山間地や過疎地など地域の実情に応じた生活交通の維持・確保を図るため、特に**高齢者・高校生・観光客が、自家用車に頼らずとも移動できる環境整備が急務**
- 並行在来線「しなの鉄道」の**安定的な維持・存続のため、過大な設備の維持管理コストの縮減や、JR線への乗り入れにより導入を強いられるハード整備への支援が必要**

運転免許の自主返納状況



(出典：令和5年交通統計より長野県交通政策課作成)

提案・要望

1 地域公共交通の維持のための抜本的な支援制度の構築及び充実（国土交通省）

地域公共交通は、地域住民の通院・通学などの日常生活に必要な移動手段であるが、担い手不足を理由とする路線の減便・廃止が相次いでいることから、運転手の処遇改善に向けた支援など人材確保・定着のための早急かつ実効性ある取組を実施すること

地方自治体がこれまで以上に地域公共交通における主体的な役割を發揮するためには、国から地方への権限や財源の移譲が必要であり、地方自治体が柔軟に活用できる基金を造成するなど安定的かつ恒久的な財政支援の仕組みを構築すること

事業者の経営安定と事業継続を図るため、人件費・物価の上昇分をバスの運行費や車両購入費等に対する補助制度に適切に反映すること

「地域の公共交通リ・デザイン実現会議」のとりまとめを踏まえ、「交通空白」の解消に取り組む地方自治体等に対する支援に必要な予算額を確保するとともに、事業者が行う公的性質を有する運賃割引等への公的負担のあり方について速やかに検討を行うこと

国鉄分割民営化が地方に与えた影響、分割方法の妥当性等を改めて検証し、地域鉄道を路線単位で縮小均衡させるのではなく、国の交通体系の根幹である全国的な鉄道ネットワークのあり方そのものについて、国の責任において議論し方向性を示すこと

2 並行在来線「しなの鉄道」の維持・確保に向けた抜本的な支援（総務省・国土交通省）

JR東日本からの経営分離に伴い「しなの鉄道」が引き受けた過大設備のスリム化に要する経費の支援制度を創設するとともに、開業から27年が経過し急速に老朽化が進む鉄道施設の修繕費に対する新たな補助制度の創設及び地方財政措置を講じること

JR東日本が長野県内の「Suica」利用エリアを拡大することに伴い、JRに乗り入れを行っている「しなの鉄道」も必然的に「Suica」導入を余儀なくされる関係を考慮し、本導入事業を優先的に採択することに加え、導入経費補助のための十分な予算額を確保すること

18 本州中央部広域交流圏の形成について

【国土交通省】

長野県の状況

● 本州中央部広域交流圏の形成

・長野県の地理的な優位性を発揮し、北陸・リニア中央の二つの新幹線と高速道路網を基軸とした高速交通ネットワークを最大限に活用する「本州中央部広域交流圏」を形成し、東日本と西日本、太平洋と日本海とを結ぶ大規模な流動の創出を目指している

取組

○ 県内外の地域や拠点の交流・連携促進のため、長野県広域道路交通計画に基づき、整備を推進

・ 高規格道路

＜取組状況＞

- 中部横断自動車道 : 環境影響評価、都市計画決定の手続きを実施
- 中部縦貫自動車道 : 松本波田道路の橋梁工等、波田～中ノ湯間の整備検討会
- 三遠南信自動車道 : 飯喬道路の橋梁工等、青崩峠道路のトンネル工等
- 伊那木曾連絡道路（姥神峠道路（延伸）区間） : 調査設計、橋梁工を実施
- 松本糸魚川連絡道路（安曇野道路区間） : 調査設計を実施
- （大町市街地区間） : ルート帯決定（R6.1）、調査設計を実施
- 上信自動車道（県境部） : ルート帯決定に向けた調査（群馬県と連携）

・ 構想路線

松本佐久連絡道路・上田諏訪連絡道路 : 整備方針に関する基礎調査

○ リニア中央新幹線の整備効果を広く波及させるための構想の実現に向けた取組及びリニア関連道路整備事業を推進

- ⇒ リニア開業を見据えた地域振興に関する取組を推進（広域二次交通や広域観光など）
- ⇒ 長野県駅に直結するアクセス道路等の整備
（一般国道153号 飯田北改良、座光寺上郷道路など）

○ J R東海が進めるリニア建設工事に伴い、地元市町村では地域住民との調整を実施

⇒ J R東海が行う工事や発生土置き場等に係る地元との調整



課題

- **平常時・災害時を問わない安定的な輸送の確保が必要**
令和3年8月の大雨では、土砂流出等に伴い中央自動車道や一般国道19号等の主要幹線道路の通行止めが多数発生
- **本州中央部広域交流圏の実現のため、道路ネットワークの整備が必要**
高規格道路のミッシングリンク解消や高速交通網の整備効果を広く波及させるための一般広域道路等の整備が不可欠
また、構想路線を高規格道路に位置づけ、整備推進が必要
- **リニア整備を国土の発展に活かすため、「日本中央回廊」の形成に向けた積極的な取組が不可欠**
- **リニア関連の基盤整備は、地元自治体の財政負担が過大**

提案・要望



本州中央部広域交流圏

1 高規格道路のミッシングリンク解消等の道路ネットワークの整備推進

中部横断自動車道で唯一の未整備区間となっている「長坂～八千穂間」の都市計画決定等の手続きが着実に進むよう協力し、早期事業化を図ること

中部縦貫自動車道の松本波田道路の整備を推進し、早期完成を図ること。また、波田～中ノ湯間の計画段階評価に早期着手すること

三遠南信自動車道の整備を推進し、早期全線開通を図ること。また、飯喬道路及び青崩峠道路の開通見通しを示すこと

伊那木曾連絡道路 姥神峠道路（延伸）の事業推進、松本系魚川連絡道路 安曇野道路の事業推進及び大町市街地等の未整備区間の早期事業化に向けた重点支援を行うこと

さらに、上信自動車道の県境部は権限代行により調査を行うこと

一般国道18・19・20・153・158号の直轄道路事業及び権限代行事業を着実に進めるとともに、県が実施する一般国道143号青木峠バイパス、木曾川右岸道路等の整備推進のために必要な予算を確保すること

関東ブロック新広域道路交通計画において構想路線に位置づけられた松本佐久連絡道路・上田諏訪連絡道路について、高規格道路への指定に向けた調査支援を行うこと

また、一般国道153号の県内全線を指定区間に編入すること

2 リニア関連基盤整備事業の国重点施策への位置づけと財政支援

一般国道153号 飯田北改良や座光寺上郷道路等のリニア中央新幹線に関連する道路整備及び市町村が行う駅周辺のまちづくりや環境調査等について、十分な予算配分や地方負担に対する財政支援を講じること

3 リニア中央新幹線中間駅を中心とする圏域の活性化への支援

リニア開業に伴う新たな圏域形成に関する関係府省等会議における中間取りまとめが発表されたが、長野県提案事項である実証都市圏域形成に資する十分な予算確保、特区等の規制緩和、法制度等の拡充・改正などの支援について引き続き検討を行うこと

19 県民の生命と財産を守る防災・減災対策の推進について

【内閣官房・総務省・農林水産省・国土交通省】

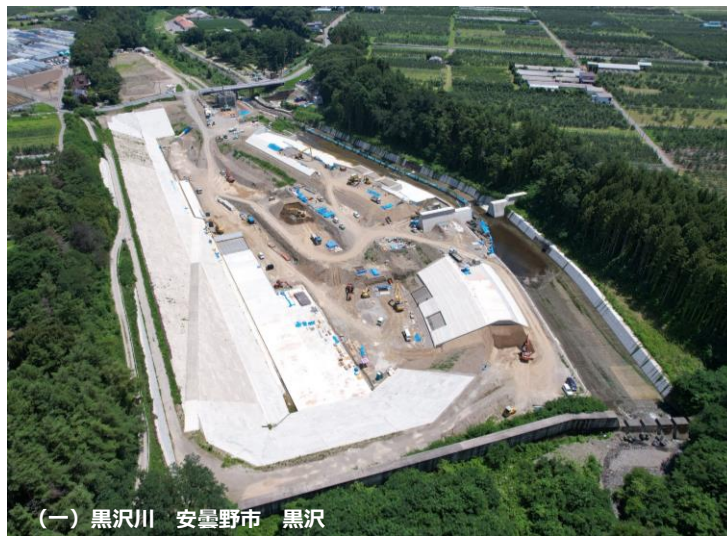
長野県の状況

●長野県強靱化計画に基づき「防災・減災対策」を推進

- ・近年激甚化・頻発化する豪雨災害や切迫する大規模地震等に備えるため、**長野県強靱化計画**を策定し、防災・減災対策を推進
- ・「**防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策**」では、防災・減災、国土強靱化の取組について**加速化・深化を図ることとし**、令和7年度までの5か年で**重点的・集中的に対策を講じるとされた**

取組

- 広大な県土を有し急峻な地形、脆弱な地質を持つ本県は、**令和元年東日本台風をはじめ毎年豪雨による甚大な被害が発生しており、防災対策に力を入れている**
- **流域治水対策、土砂災害対策、法面・落石対策、無電柱化、道路ネットワークの機能強化、ため池の地震・豪雨対策など「防災・減災国土強靱化のための5か年加速化対策」を積極的に活用した防災・減災対策や通学路の交通安全対策等を推進**



(一) 黒沢川 安曇野市 黒沢

5か年加速化対策を活用して遊水地の整備を推進



(国) 153号 伊那市～南箕輪町～箕輪町 伊那バス

5か年加速化対策を活用して道路ネットワークの機能強化を推進



井沢砂防堰堤 下伊那郡根羽村中野

5か年加速化対策を活用した砂防堰堤の整備

課題

- 令和6年能登半島地震を踏まえ、**緊急輸送道路の整備やダブルネットワーク強化、道路法面对策、無電柱化**など災害発生時の、**県土の強靱化は最重要課題**
- 激甚化する災害を踏まえ、**国土強靱化基本計画、長野県強靱化計画を着実に実施する必要があるものの、多額の予算が必要となり、県の財政状況が逼迫**
- 令和3年8月の大雨では、**県内各所で浸水被害が発生し、県所有のポンプ車を各地で稼働させたことから、諏訪湖周辺での浸水被害では、国土交通省から排水ポンプ車の支援**を受けた
- 令和5年度末までに、**通学路合同点検要対策箇所、全箇所について暫定的な安全対策を含め完了したが、さらなる安全確保のために長期対策箇所の早期完成が必要**
- **直轄事業の大きな計画変更は、県の財政運営に大きな影響がある**



法面崩落による通行止め



緊急輸送道路の無電柱化



通学路合同点検箇所の安全対策



国交省排水ポンプ車の支援

提案・要望

1 社会資本整備に必要な予算の確保（農林水産省・国土交通省）

災害に強い県土づくりやコロナ禍からの復興を推進するため、中長期的見通しのもと、安定的・持続的な公共投資計画を策定し、国や地方自治体が行う社会資本整備事業に関する必要な予算総額を当初予算で確保すること
資材価格の高騰や賃金水準の上昇も踏まえて、必要な公共事業が長期安定的に進められるよう、令和7年度予算は、所要額を満額確保すること
また、地域活性化を図るため、公共事業を含む補正予算を速やかに編成し、成立させること

2 令和6年能登半島地震も踏まえた防災・減災、国土強靱化の強力かつ計画的な推進 （内閣官房・総務省・農林水産省・国土交通省）

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」をはじめ、国土強靱化の計画的な取組に必要な予算・財源については、これまでのペースを緩めることなく、資材価格の高騰や賃金水準の上昇に対応する中でも例年以上の規模で確保すること

また、改正国土強靱化基本法を踏まえ、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策完了後においても切れ目なく、継続的・安定的に地域の国土強靱化の取組を進めるため、国土強靱化実施中期計画を令和6年内に策定し、必要な予算・財源を当初予算において通常予算とは別枠で確保するとともに、起債の充当率や交付税措置率の嵩上げなど地方への財源措置に配慮すること

能登半島地震も踏まえ、緊急輸送道路やダブルネットワークの整備・強化、無電柱化などを推進するとともに、中山間地における規模が大きな住宅の所有者負担を軽減するため、耐震改修補助額の上限を引き上げること

さらに、地方自治体が引き続き防災・減災対策に取り組めるよう、令和6年度までとされている「緊急浚渫推進事業債」及び令和7年度までとされている「緊急防災・減災事業債」「緊急自然災害防止対策事業債」について、事業期間を延長し確実な財源措置を図ること

直轄事業について、大きな事業費増加を伴う計画変更が見込まれる場合には、丁寧な説明を行うとともに、直轄事業負担金の支払い期間の柔軟化など、地方自治体の健全な財政運営に配慮すること

国所有の排水ポンプ・資機材の増強を図り、広域的な浸水被害への対応を強化すること

また、TEG-FORCE・MAFF-SATの派遣や国による権限代行等を通じて地方自治体の災害復旧を全面的に支援できるよう、国と各地方整備局の人員確保・体制強化を継続的に図ること

3 「子どもの命を守る」通学路安全対策の推進（国土交通省）

子ども達の安全・安心を守るため、通学路等の交通安全対策の強化・推進と必要な予算を継続的に確保すること

20 未来に続く快適で魅力ある都市公園整備の推進について

【財務省・国土交通省】

長野県の状況

● スポーツを通じた地域活性化の場となる都市公園の整備

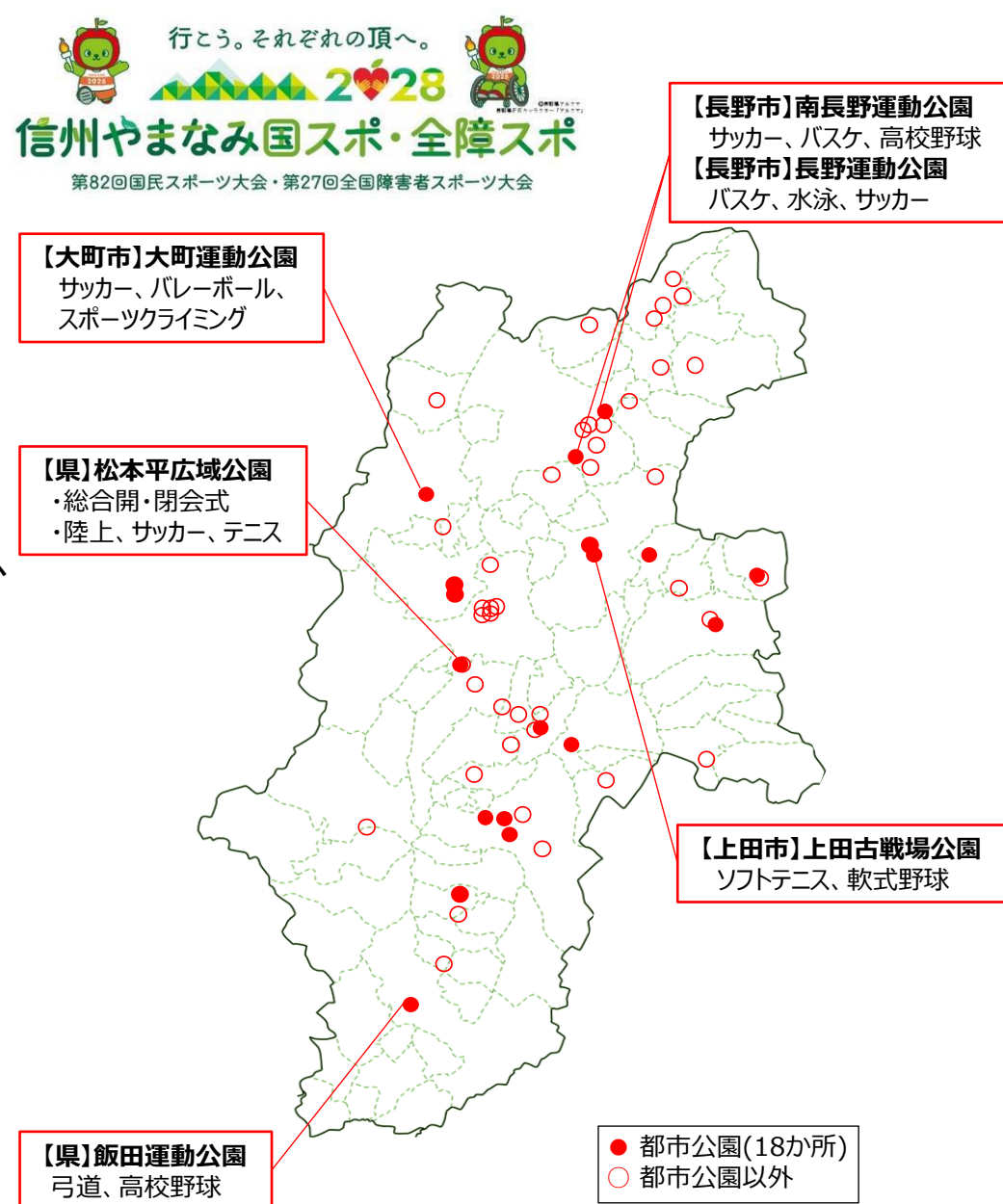
- ・ 国家的イベントである「信州やまなみ国スポ・全障スポ」の競技会場として、都市公園が選定されている
- ・ 新型コロナウイルス感染症が契機となり、都市公園の意義や必要性・魅力が再認識されている

取組

○ 国民スポーツ大会の成功・地域活性化に向けた都市公園の整備

- ・ 令和10年に「信州やまなみ国スポ・全障スポ」が開催予定
- ・ 各競技会場として**県内18都市公園**を選定
- ・ 県では大会の成功に向け「**松本平広域公園 陸上競技場**※」の整備推進を**県総合5か年計画に位置付け**（※総合開・閉会式及び陸上競技の会場）
- ・ 県外からの競技者や観光客の来訪がある国スポ・全障スポの開催を契機に、松本平広域公園を始め**県内都市公園が地域活性化の場**となるよう取り組む

【競技会場位置図】



【県】松本平広域公園 陸上競技場



【長野市】南長野運動公園 フットボール場

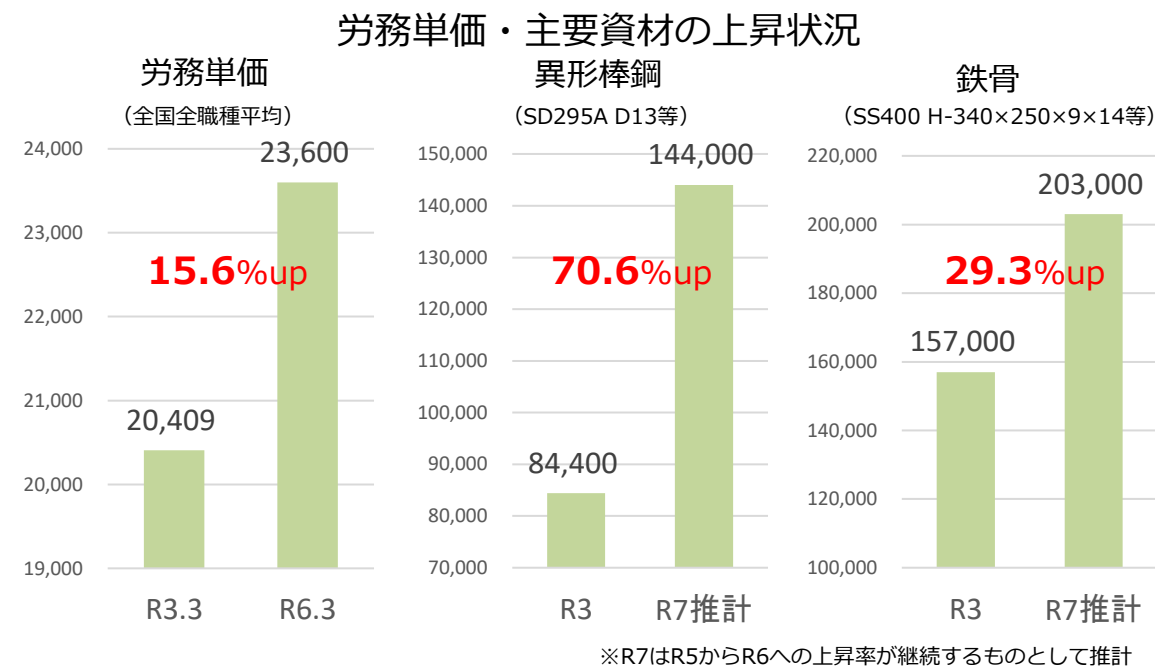
課題

【短期間で多額の費用が必要】

- 「信州やまなみ国スポ・全障スポ」の総合開・閉会式及び各競技会場に選定されている、**都市公園の運動施設の整備、老朽化した施設の改修のため、県内自治体が一斉に施設整備を実施**している
- 大会開催までの**短期間で多額の費用が必要**である

○松本平広域公園 陸上競技場の例（S52年度供用開始）

- ・ 総合開・閉会式及び陸上競技の会場（県で建替え事業実施中）
- ・ 総事業費は、仕様の見直し等のコスト削減を図っているものの、**急激な資材価格・労務費の上昇により大幅に増加し、現時点で約177億円と推計している**
- ・ 競技場を完成させるためには、**R7以降約91億円の事業費が必要**



施工状況（写真下側メインスタンド）



施工状況（サイド、バックスタンド）

提案・要望

1 第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会「信州やまなみ国スポ・全障スポ」の成功に向けた都市公園施設整備への支援

国家的イベントである、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の成功のため、総合開・閉会式会場及び各競技会場となる都市公園の施設整備について、大会スケジュールに間に合うよう、必要額を満額配分すること

21 ハード・ソフト一体的な水災害・土砂災害対策について

【国土交通省】

長野県の状況

●気候変動を踏まえたハード・ソフト対策の推進

- ・ 広大な県土を有し、急峻な地形、脆弱な地質を持つ本県では、令和元年東日本台風をはじめ毎年豪雨による甚大な被害が発生
- ・ 気候変動の影響により、今後さらに災害リスクが増大
- ・ 激甚化・頻発化する自然災害から地域の安全・安心を確保するため、長野県独自の取組を含むハード・ソフト対策を推進



令和元年10月長野市

千曲川堤防決壊



令和5年12月白馬村

黒豆沢

土石流により人家・宿泊施設等が被災



令和5年6月飯田市

(一)上村川

R152

上村川増水に伴い国道・市道橋が被災

取組

- 県下7水系の「流域治水プロジェクト」に基づき、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を活用し、ハード・ソフト対策が一体となった水災害・土砂災害の事前防災対策を加速
- あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」への転換を図るため、各取組の数値目標、期間を設定した県独自の「長野県流域治水推進計画」を策定（R3.2）し、計画的な取組を実施中（令和7年度まで）
- 「流域治水」の推進には、**県民や事業者等の協力**が必要不可欠であることから、「**流域治水キャンペーン**」による普及啓発の取組を実施中
- 「流域治水」を**本格展開**させていくため、市町村が持つ課題等を共有し、よりよい方策を検討していく「**流域治水キャラバン**」を実施



流域治水 普及啓発ポスター

課題

- 毎年のように豪雨による甚大な被害が発生しており、**気候変動に対応した治水対策が急務**
- あらゆる関係者の協力を得て「**流域治水**」への転換を図るためには、**雨水貯留浸透施設**の設置など、各取組に係る継続的かつ一体的な**財政支援**が必要
- **逃げ遅れゼロや流域治水の深化**に向け、様々な普及啓発活動を行っているが、**流域治水の自分事化**までは至っていない状況
- 国管理区間と県管理区間が混在(いわゆる「中抜け区間」)する**千曲川・犀川**や、複数の県を流下する**天竜川・木曾川**では河川管理者が複数存在し、各々の財政状況、整備の優先度等が異なることから、**水系一貫した計画に基づく河川整備**を行うためには様々な調整が必要
- **急流河川における河床の異常洗掘による被災**など、全国一律の採択要件を満たさない場合でも**災害が発生している**状況
- 大規模災害時には、被害調査・査定設計が大きな負担となることから、**災害査定の手続き改善や技術的助言等**が必要
- 大雨による**土石流、土砂・洪水氾濫や流木災害**が頻発しており、**計画的な施設整備や再度災害防止対策**が必要
- 防災意識の高い地域では、土砂災害による人的被害を免れる事例もある一方で、防災意識の低い地域では、人的被害も発生していることから**地域主体による防災力向上の取組に積極的な支援**が必要

提案・要望

1 流域治水の推進

「信濃川水系緊急治水対策プロジェクト」について、直轄による**千曲川本川の改修・遊水地・ダム再編事業の促進**と、**県事業を含むプロジェクトの推進に関する予算を確保**するとともに、各水系で作成の「流域治水プロジェクト」に位置付けられた**事業の整備促進**を図ること

また、気候変動を踏まえた河川整備基本方針や河川整備計画の変更を促進し、堤防整備や強化、洪水調節機能の増強検討など、より**効率的、効果的な対策**を検討すること

流域治水の取組への財政支援について、地方自治体が利活用しやすいよう、**流域治水対策に係る総合的な交付金を創設**すること
流域治水に係る**広報活動を強化**するとともに、流域関係者に分かりやすく伝わるよう、**情報発信の可視化・高度化**を図ること

2 国による河川の一元管理

千曲川・犀川の「中抜け区間」について、信濃川水系連絡調整会議等での議論・検討を継続し、喫緊の課題に対して**技術・財政面での支援を引き続き講じる**こと

県土の骨格をなす**千曲川・犀川・天竜川・木曾川等の県管理区間**について、地方の財政状況や、激甚化・頻発化する豪雨災害への対応などの実情を踏まえ、様々な課題を解決した上で、**国による一元管理**とすること

3 災害に対する支援強化

災害の採択範囲について、近年の気候変動を踏まえた凍上災の要件の見直しや、急流河川特有の被災事例などを勘案し地域の实情に応じた要件を検討すること

4 土砂災害の防止・軽減に向けたハード・ソフト一体となった対策の推進

土石や流木により埋塞した砂防堰堤の機能を早期に復旧させるために、災害復旧事業として緊急的な除石が可能となる制度の拡充や、事前防災対策として応急対策用資機材の備蓄を推進すること

22 インフラメンテナンス予算の確保について

長野県の状況

【農林水産省・国土交通省】

● 老朽化する社会基盤施設の適切な維持管理・更新が急務

- 建設後50年を経過する社会基盤施設が、令和15年には道路橋の約67%、トンネルの約44%、河川管理施設の約20%、下水道管渠の約6%、基幹的農業水利施設の約44%に達する見込み。また、上水道管路は44%が法定耐用年数×40年を超過する見込み

※地方公営企業法に示された設備の更新基準

- 今後も社会基盤施設を適切に維持管理していくためには、**予防保全の考えに基づいたメンテナンス**を行うことが重要
- 着実に進行する社会基盤施設の老朽化**に対応するためには、膨大な予算が必要となることから、インフラメンテナンスのための**予算を安定的・継続的に確保**することが必要

取組

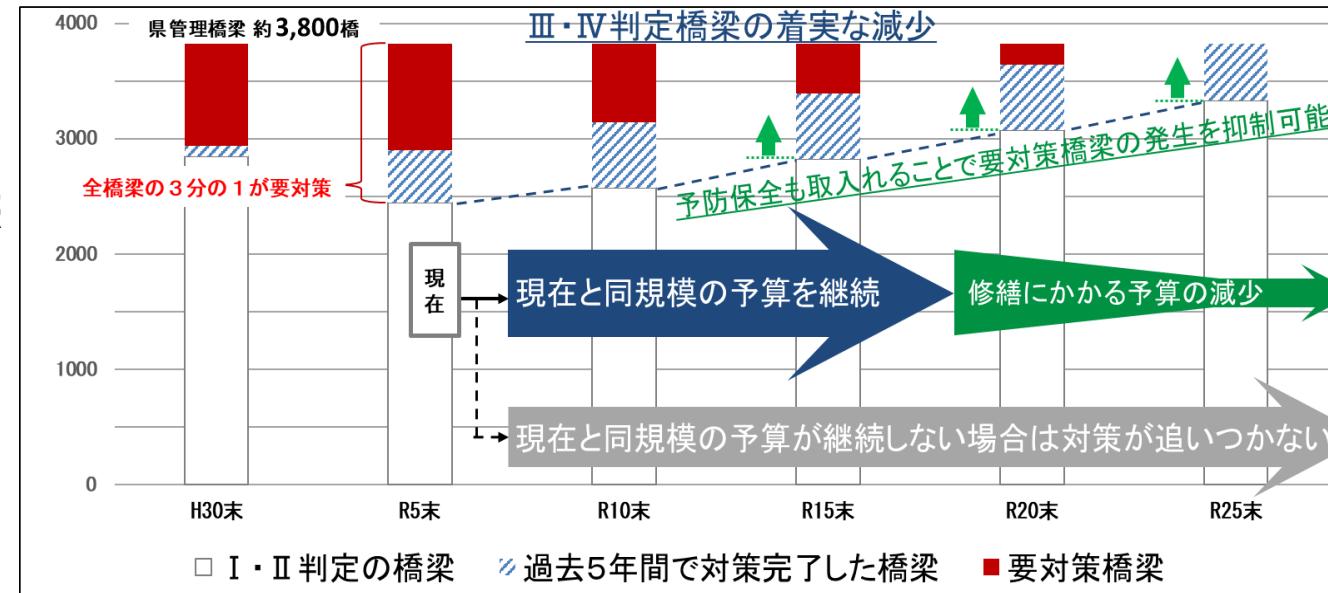
○ 道路施設

- 橋梁・トンネル等の法定点検は令和5年度で二巡目が完了
- 橋梁では約29%（1,113橋）が早期に措置を講ずべき状態（令和5年度末時点）
- 要対策橋梁の予防保全への転換を図るには、**継続して5か年加速化対策等の予算が必要**
- 舗装等の法定点検対象外施設も、修繕が喫緊の課題**

○ 河川施設

- ダム等の重要河川施設の**長寿命化計画を策定**
- 計画を上回るスピードで貯水池内の堆砂が進行し、**早急な堆砂対策が必要**
 県管理17ダム中、5ダム（裾花、奥裾花、湯川、松川、片桐）で計画堆砂容量に対する堆砂率が100%超え
 ⇒**ダム再開発、ダム再生、緊急浚渫事業債を活用し、治水容量の回復のための貯水池掘削を実施**

長野県の橋梁補修状況と今後の推移



○砂防施設

- ・砂防長寿命化計画に基づき、砂防施設の老朽化対策を実施
- ・緊急浚渫推進事業債を最大限活用し、堆積土砂の浚渫を実施

○公園施設

- ・公園施設老朽化対策を県内23市町村と共に実施

○農業水利施設

- ・基幹的農業水利施設（水路1,291km、重要構造物685か所）について、機能保全計画に基づく長寿命化を実施

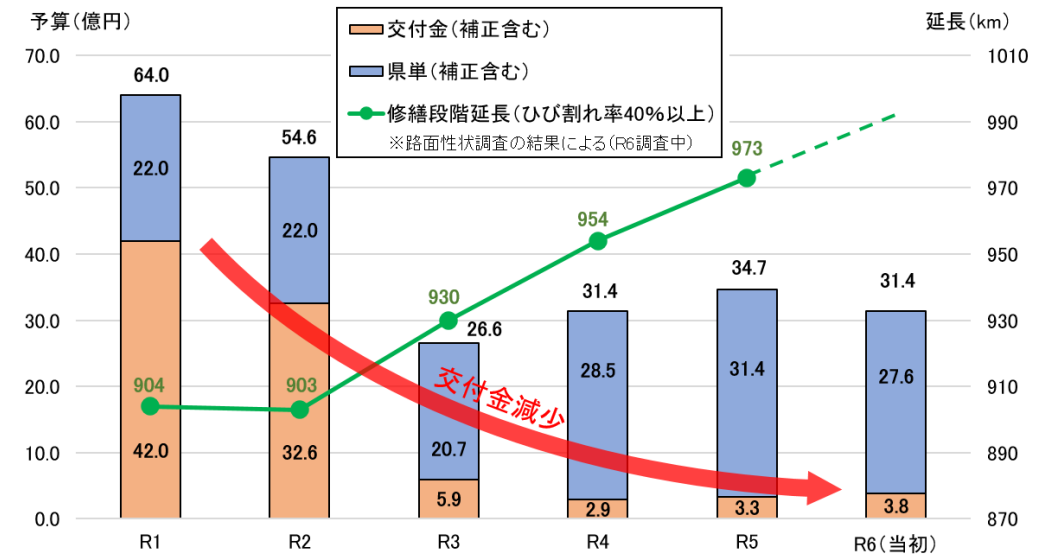
○下水道施設

- ・管渠や処理場は代替がきかないため、破損や故障は日常生活や社会活動に重大な影響
- ・特に県内の処理場は108(全国第3位)あり、耐用年数の短い機械、装置等の更新に多額の予算が必要

○水道施設

- ・県内には水道事業者が多く存在し、地形的な特徴もあり経営基盤が脆弱（上水道61（全国2位）・簡易水道124（全国5位））
- ・安心・安全な水を供給するため、耐震化・老朽化対策に対する技術的支援及び財政支援制度の拡充が必要

舗装修繕予算と修繕段階延長の推移



課題

- 着実に進行するインフラの老朽化対策を行っていくためには、**予防保全に基づくメンテナンスサイクル**を徹底し、**ライフサイクルコストを一層低減**させることが必要
- 予防保全の考えに基づき、**適切かつ計画的な維持管理・更新**を進めていくためには、**継続的な予算の確保と地方負担軽減**が必要
- **大型交通量が多い緊急輸送路や観光道路では舗装の損傷の進行が早く、適切に修繕を進めていくには、多額の予算が必要**

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」では、中長期的なトータルコストの縮減を図るため、**早期に対策が必要な施設の修繕を集中的に実施し、予防保全型のインフラメンテナンスへの転換**を図るとされた

提案・要望

1 インフラの長寿命化対策への支援

地方自治体が、予防保全の観点からインフラの長寿命化対策を着実に進められるよう、今後も必要な予算を**安定的・継続的に確保**すること
また、**法定点検対象外である舗装についても損傷や老朽化が進行**していることから、地域の安心・安全を確保するため、**必要な予算を確保**すること

23 水道及び下水道施設の耐震化等の推進について

【国土交通省】

長野県の状況

●本県の耐震化の状況

○上水道、用水供給事業施設の耐震化の状況

項目	基幹管路	浄水場	配水池
全国平均 A	42.3%	43.4%	63.5%
長野県 B	39.7%	30.8%	36.8%
B - A	△2.6	△12.6	△26.7

※令和5年3月時点の耐震化率

○下水道施設の耐震化の状況

項目	管路施設	ポンプ場	終末処理場
全国平均 A	56.2%	38.1%	39.7%
長野県 B	50.4%	51.2%	34.3%
B - A	△5.8	13.1	△5.4

※令和5年3月時点の耐震化率

取組

○水道施設の耐震化

- ・浄水場や主要配水池、基幹管路等配水に当たって病院・避難所等の**重要給水施設への配水ルート等を優先した耐震化計画**を策定するよう助言
- ・「水道施設整備費補助金」や「防災・安全交付金」を活用し、水道施設の耐震化事業を推進するよう助言
- ・耐震率が低い水道事業者に対しては、基幹管路等の**計画的な耐震化の支援、広域連携による事業改善**などを助言
- ・能登半島地震で顕在化した課題を教訓に「長野県地震防災強化アクションプラン」を策定

○下水道施設の耐震化

- ・下水道総合地震対策計画や社会資本総合整備計画に基づき、処理場及びポンプ場の耐震診断と耐震化工事を進めるとともに、管路施設は重要な幹線について耐震性能が確保されるよう順次耐震化工事を進めている
- ・流域下水道は令和5年度改定の**経営戦略に基づき耐震化事業を前倒して実施**
- ・公共下水道は処理場の数が多いことから、生活排水処理構想(2022改定版)に基づき、施設の統合など広域化・共同化を進めることにより、**施設の集約化と耐震化**を進めている
- ・能登半島地震で顕在化した課題を教訓に「長野県地震防災強化アクションプラン」を策定（再掲）

課題

【水道関係】

- 給水区域が広範囲にわたる地理的条件から、耐震化が必要な基幹管路延長が全国平均に比べて長く、また小規模な施設が広範囲に点在しているため、耐震化に費用及び時間を要する
- 経営基盤が脆弱な小規模水道事業者が多く、老朽化対策に迫られて耐震化に十分取り組めていない状況
- 施設の統合等による最適配置は維持管理費用の削減となり、耐震化の財源確保に繋がるが、施設整備に要する交付金は令和16年度までの時限措置となっている。統合に向けた事業者間の調整や施設整備には相当の期間を有するため、時限措置の延長が必要
- 防災・安全交付金等については、交付率が1/4又は1/3であることから水道事業者における負担が大きい
また、資本単価や施設の建設年次、地震対策地域等の要件が課題となっている

	基幹管路	浄水場	配水池
施設等	3,352km	630箇所	2,077箇所
全国順位	11位	1位	1位

	上水道	簡易水道
事業数	61事業	124事業
全国順位	2位	5位

【下水道関係】

- 処理区域が分散される地理的条件から、耐震化が必要な重要管路施設延長や処理場の配置数が全国平均に比べて多く、耐震化に費用及び時間を要する
- 下水道の機能を維持するために老朽化対策を優先させる必要があり、耐震化のための財源確保に苦慮
- 配置数が多い処理場は、施設統合など汚水処理事業の広域化・共同化を進めることにより耐震性を向上させる必要がある

	重要管路延長	処理場数
配置数	2,796km	105箇所
全国順位	11位	3位

提案・要望

1 上下水道施設に対する財政支援制度の充実

上下水道施設の老朽化対策・耐震化及び広域連携に対する国の財政支援制度において、必要な予算を確保するとともに交付率の引上げ、採択要件の緩和、支援制度の拡充を実施すること

24 アウトドアを核とした世界水準の観光地づくりの推進について

【厚生労働省・経済産業省・国土交通省・観光庁・環境省】

長野県の状況

- ・新型コロナウイルス感染症の5類への移行（R5.5）や円安傾向に伴い長野県を訪れる国内外の旅行者が増加

< 延べ宿泊者数 > R5：17,966,840人泊（対前年比：126.8%）

< 外国人延べ宿泊者数 > R5：1,493,430人泊（対前年比：830.1%）

- ・コロナ禍を経て、密を避けられるアクティビティや新たな旅のスタイルへの関心拡大により、長野県の特色ある自然環境を生かしたアウトドアの旅行ニーズが増加

→ アウトドア（登山、スキー、サイクリング等）をメインコンテンツとして推進



目指す姿

世界水準の山岳高原観光地づくりの推進

- コロナ禍で停滞した観光交流の回復・観光産業の活性化
- 暮らす人も訪れる人も楽しめる長野県

[達成目標] 観光消費額：5,145億円（R3）→ **9,000億円**（R9）

取組

令和6年度長野県観光振興アクションプラン（R6.3策定）

- 受入環境整備を含めた観光地域づくりの推進
- 長野県観光プロモーションの展開
- インバウンドの推進

○県内スキー場・スノーリゾートに対する支援

- ・ 索道関係者、有識者等を交えて、今後のスキー場のあり方や支援の方向性を考える懇談会を実施
- ・ スキー場を含むアウトドアアクティビティ事業者における新しいコンテンツの開発・提供や生産性向上等の取組を支援

○インバウンドプロモーションの推進

- ・ 本県の強みである自然や文化を活かし、アドベンチャーツーリズムを軸としたインバウンド誘致を推進

○山岳高原観光振興に向けた安全確保・受入体制整備

- ・ 公益的機能を担う山小屋の支援や遭難防止対策の強化のためのクラウドファンディングを実施
- ・ 「信州登山案内人」の登録（R5.10月時点 434人）等、安全登山の啓発や山岳遭難救助体制整備の実施

○サイクルツーリズムの推進

- ・ 長野県の自然を楽しめる県内1周サイクリングロード「Japan Alps Cycling Road」を公表
- ・ 県内市町村や事業者等を対象にナショナルサイクルルート指定に向けた受入環境整備を支援



Go Nature. Go Nagano.

課題

- 安全・安心なスノーリゾートの形成に向けて、**老朽化が進んでいる索道施設・設備の安全対策強化が急務**
- バックカントリースキーや登山における遭難等の事故が相次ぎ、安全確保のための情報発信強化やガイド人材の育成が急務
- 慢性的な人手不足や燃料費等の価格高騰等により、**登山道の維持管理や遭難救助など山小屋の持つ公益的機能の維持が困難**
- サイクルツーリズムの推進のため、サイクリストが安全・安心に走行できる環境整備、維持が必要
- 宿泊事業者・交通事業者といった**観光関連産業の人材不足は深刻**

提案・要望

1 スノーリゾート形成支援（国土交通省・観光庁）

「国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業」について、県内でも不採択や事業費の一部のみが採択される事業者が存在することから、幅広い事業者が十分な補助を受けられるよう予算を拡充すること

また、索道施設の整備等大規模かつ複数年の工期を要する事業について補助上限額の引上げや複数年度にわたる事業も対象にするなど、より活用しやすい制度に見直すこと

2 バックカントリースキーをはじめとした冬山における安全対策（観光庁・環境省）

山域ごとのより詳細な雪崩情報やバックカントリースキーを含めた冬山遭難防止対策に係る啓発を国で実施すること

国のインバウンドプロモーションの際には、安全対策も合わせて多言語で情報発信を行うこと

外国人向け冬山登山及びバックカントリースキーにおけるガイド育成・登録について、国において制度化を進めること

3 国立公園内の環境整備及び山岳遭難防止対策（観光庁・環境省）

国立公園・国定公園内の山小屋が行う登山道の維持・補修や資材の輸送、遭難防止対策・救助活動等に必要な経費については国が支援すること

山岳地域における携帯電話の不感地帯の解消について、携帯電話会社への働きかけや携帯電話基地局設備の設置に向けた規制緩和などを国において実施すること

4 サイクルツーリズム推進（国土交通省）

ナショナルサイクルートの指定にあたっては、山岳高原ならではの特色ある観光資源を国内外にアピールするために、山間部特有の変化に富んだルートの指定にも配慮するとともに、地方自治体による走行環境整備等への財政支援を拡充すること

5 観光産業における人材確保支援と働き方改革（厚生労働省・経済産業省・観光庁）

観光産業の人手不足解消のために、賃上げにつながる労働生産性向上や外国人材を含む人材確保への支援を充実するとともに、ワーキングホリデーの協定締結国の拡大や受入人数の上限引上げを図ること

2労働週(週5日勤務の場合10日間)以上の連続休暇を確保すること等を求めるILOの年次有給休暇に関する条約を批准し、国主導で企業に対する休暇分散やプラスワン休暇の働きかけを行うなど働き方改革を進めること

25 ゼロカーボン実現のための地域の取組への支援拡充と 新たな仕組みづくりについて

【総務省・林野庁・経済産業省・資源エネルギー庁・国土交通省・環境省】

長野県の状況

●2050ゼロカーボン実現に向け、県民一丸となった取組を推進

- ・令和元年東日本台風を契機に、令和元年12月、全国の都道府県で初めて「気候非常事態」を宣言
- ・令和2年4月、2050ゼロカーボン実現に向けて「気候危機突破方針」を策定。同 10月、「長野県脱炭素社会づくり条例」を制定

取組

- 2030年度までの実行計画「長野県ゼロカーボン戦略」を策定（R3.6）
- 温室効果ガス正味排出量削減目標▲60%（2010年度比）に向け分野ごとに目標を設定し、取組を推進
 - ・令和5年11月には施策効果を定量化した「戦略ロードマップ」を策定し、取組を強化

分野	数値目標	主な取組
交通	EV乗用車を10万台 公共交通利用者1億人	道の駅や空白地域への充電設備設置補助 地域連携ICカード導入支援、公共交通情報のオープンデータ化
建物	全ての新築建築物のZEH・ZEB化	新築住宅のZEH水準適合義務化を検討、信州健康ゼロエネ住宅補助
産業	エネルギー消費量を年3%削減	事業活動温暖化対策計画書の提出を義務付け 使用エネルギーの可視化支援・融資制度
再エネ	住宅屋根ソーラー22万件 小水力発電103.2万kw	住宅への太陽光発電設備等の導入補助 新築建築物への再生可能エネルギー設備設置義務化を検討 小水力発電の導入補助、地域調整等に県が関与・支援
吸収・適応	CO2吸収量177万t-CO2	森林づくり県民税を活用し、再造林等へ補助

- 長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例施行（R6.4）
 - ・地元への説明会を義務付けたほか、特定区域内での設置を許可制とし、自然環境等の保全、県民の安全を確保。
- 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の活用
 - ・県及び県内市町村が採択され、独自の取組を推進
 - 【脱炭素先行地域：松本市、上田市、飯田市、小諸市、生坂村】
 - 【重点対策加速化事業：長野県、伊那市、佐久市、東御市、安曇野市、箕輪町、高森町、木曾町、小布施町】

課題

- 2050年度までに脱炭素社会を実現するには、**国、地方自治体、事業者など、あらゆる主体の積極的な行動と連携が不可欠**
- 徹底的な省エネルギーと再生可能エネルギーの普及拡大の推進に加え、建築物や交通を含むインフラ、各種産業活動や日常生活など社会システム全般において、**急速かつ広範囲にわたり脱炭素化を進めることが必要**

提案・要望

1 脱炭素化推進事業債の拡充・見直し（総務省・環境省）

ゼロカーボン社会の実現に取り組む地方自治体を幅広く支援する観点から、「脱炭素化推進事業債」について、令和7年度までとされている事業期間の延長及び交付税算入率(措置率)の引き上げをすること

また、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」とあわせて、太陽光発電設備の自家消費率等の要件緩和といった制度の見直しをすること

2 建築物等の脱炭素化の推進（林野庁・国土交通省・環境省）

全ての新築建築物のZEH・ZEB化に向けて、補助金や税制面からZEH・ZEBに誘導する仕組みを構築しつつ、ZEH・ZEB水準への適合義務化をできる限り早期に実現することに加え、地域でのZEHを上回る先導的取組等への支援を行うなど、建築分野における脱炭素化を推進すること

あわせて、太陽光発電設備をはじめとする再生可能エネルギー設備の設置の義務化について、早期に具体的な検討を開始すること

また、既存建築物のゼロエネルギー化に向けた取組を促進するため、財政支援に加え、多くの方が断熱の効果を実感できる機会（例えば移動可能な断熱体験ハウス等）の提供を行うこと

さらに、建築物等の木造化・木質化を促進するために必要な予算を確保するとともに、複数年度にわたる整備を対象とする要件緩和や補助率の引き上げ、補助対象の拡充といった既存事業の見直しを行うなど、支援の拡充を図ること

3 交通（自動車）の脱炭素化の推進（経済産業省・国土交通省・環境省）

EVが一般に広く普及するよう、EVへの補助上限額を更に引き上げるなど、支援を拡充すること

CO₂排出量の大きいバス・トラック等の脱炭素化に向けた具体的な方針を早期に示し、また、導入補助を引き続き行うなど、運輸部門における脱炭素化を推進すること

4 地方自治体の取組への支援の拡充（林野庁・経済産業省・資源エネルギー庁・環境省）

地域と調和した再エネの普及拡大に市町村や地域がより積極的に取り組めるよう、地域脱炭素化促進事業に対する経済的支援やFIT認定に係る地域活用要件の適用除外といった事業者へのインセンティブ強化のほか、促進区域設定や地域脱炭素化促進事業の認定に係る市町村の負担軽減につながる制度の見直しを行うこと

また、今後の再エネの普及拡大を見据えた系統接続の制約解消のためのインフラ増強及び電力ネットワーク利用に係る費用負担も考慮した適切な系統利用ルールの整備についても引き続き取り組むこと

さらに、脱炭素社会を実現するための施策を展開していく上で、迅速で正確な情報を把握し、可視化することが非常に重要であるため、市町村別の温室効果ガス総排出量や再エネ電力需給状況、森林吸収量といったデータベースの整備、提供を行うこと

5 再エネの主力電源化の推進（経済産業省・資源エネルギー庁・環境省）

エネルギー基本計画の見直しにあたっては、電源構成に占める再生可能エネルギーの割合を拡大させ、主力電源化を推進すること

また、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、電源構成のあるべき姿を示すこと